

生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和7年3月19日（水）
午前10時00分～午後2時24分
場 所： 第二委員会室

出席委員	委 員 長	渡 辺 しんじ	副委員長	岸 田 めぐみ
(6人)	委 員	おにづかこずえ	委 員	橋 本 由美子
	委 員	しらた 満	委 員	石 山 ひろあき

出席説明員	都市整備部長	佐 藤 稔	住宅担当課長	長谷川 啓
	ニュータウン再生担当課長	内 田 直 人	道路交通課長	檜 島 幹 夫
	交通対策担当課長	田 中 宜 久		
	環境部長（兼）	小 柳 一 成	環境政策課長	佐 藤 彰 洋
	特命事項担当部長			
	地球温暖化対策担当課長	市ノ瀬 聡	公園緑地課長	長谷川 哲 哉
	資源循環推進課長	星 野 正 春		
	（兼）資源化センター長			
	下水道部長	横 堀 達 之		
	下水道課長事務取扱			

案 件

件 名		審 査 結 果
1	第 1 3 号議案 市道路線の廃止について	可決すべきもの
2	第 2 9 号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
3	第 3 0 号議案 多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4	所管事務調査 地域公共交通について	調査終了
5	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	多摩センターわくわくプロジェクトについて	商業・観光担当 都市計画課 道路交通課 公園緑地課
2	拠点地区活性化推進会議の設置について	商業・観光担当 都市計画課
3	多摩市都市計画に関する基本的な方針 (都市計画マスタープラン) の改定について	都市計画課
4	(第 3 期) 多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画について	都市計画課
5	多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画 下水道多摩川右岸南多摩流域下水道(乞田幹線)都市計画変更について	都市計画課
6	南多摩尾根幹線における擁壁設置工事の工期延伸について	都市計画課
7	多摩ニュータウン諏訪・永山地区住宅市街地総合整備事業について	都市計画課
8	多摩ニュータウン再生の進捗状況について	ニュータウン再生担当
9	市営関戸第一住宅改修工事の概要について	住宅担当
10	道路及び公園施設における包括的民間委託の検討について	行政管理課 道路交通課 公園緑地課

11	令和7年度主要実施事業について	道路交通課
12	利用料金上限額及び駐輪場の種別の変更に係る多摩市営駐輪場条例改正について	交通対策担当
13	多摩市交通マスタープラン改訂に係るアンケート調査について	交通対策担当
14	TAMAサステイナブル・アワード2024-2025の結果について	環境政策課
15	公園駐車場有料化の進捗について	公園緑地課
16	多摩中央公園グランドオープンについて	公園緑地課 社会教育・文化財担当
17	多摩市立グリーンライブセンターの新事業者と令和7年度以降の運営体制について	公園緑地課
18	(仮称) 連光寺六丁目農業公園の基本設計等について	公園緑地課
19	廃食油回収の実証実験の開始について	資源循環推進課
20	難再生古紙回収の実証実験の開始について	資源循環推進課
21	多摩市耐水化計画について	下水道課
22	多摩市上下水道耐震化計画について	下水道課
23	令和7年度多摩市下水道事業の取り組みについて	下水道課

午前10時00分開議

○渡辺委員長 ただいまの出席委員は6名である。

定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

○渡辺委員長 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。

本日の審査はお手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第13号議案市道路線の廃止についてを議題とする。なお、本日は荒天のため現地視察は行わず、資料による審査とする。

これより市側の説明を求める。

○佐藤都市整備部長 第13号議案市道路線の廃止についてご説明する。本議案は、開発行為による道路の相互帰属に先立ち、市道路線を廃止するものである。廃止路線の概算数量は、幅員2.02メートルから2.16メートル、延長20.72メートルとなっている。これらの市道路線の廃止により、市道の路線総数は1,667路線、総延長は約303.5キロメートルとなる。この後、道路交通課檜島課長から資料のご説明をさせていただきたいと思う。

○檜島道路交通課長 それでは、タブレット資料をお開き願う。案件の1番である。1ページ目が、右上に1と書いている市道路線の廃止についてというところで、1枚おめくりいただいて2ページ目である。こちらが現地の案内図である。右上に赤丸で示した部分が当該地である。連光寺小学校北側100メートル付近で、たけのこ公園がほぼ隣接する場所である。

3ページ目に参る。3ページ、左側が住宅地図でお示した現地の場所である。路線名3-71号線である。右側が航空写真になる。写真の右下が都立桜ヶ丘公園の計画地である。今回廃止する路線名3-71号線であるが、先ほど都市整備部長からもご案内あったとおり、幅が2.02メートルから2.16メートル、延長が20.72メートルで、そのほかの情報として地籍調査が実施済みのエリアである。

4ページ目にお移り願う。こちらは現地の写真である。左側の①の写真であるが、起点部分の場所である。右下の写真が終点の場所の写真である。このたびの認定廃止については、先ほど申し上げたとおり、開発行為による道路の相互帰属によるものである。写真でご案内したとおり、現在赤道は申請者宅前にある。

5ページ目をおめくり願う。こちらが詳細図である。幅

が約2メートルで、延長は20メートルの短い路線である。

6ページ目をご覧ください。本日雪のため現地のご案内ができなかったので、ここから先、追加の資料で現地のご案内をさせていただく。こちらの写真が本件の赤道の起点となる場所である。写真の中央部分であるが、写真を撮影した場所は市道3-80号線という路線から撮っている。

7ページへお移り願う。これが少し近づいた写真である。現地の西側から撮っている写真である。写真の中央付近から左側に向かって坂を上がっていくような形態をしている。ここに現地の今回廃止する赤道がある。

8ページ目である。これが廃止予定路線の東側から撮影した写真である。これで言うと中央付近から右側へ伸びていく赤道が本件の赤道である。

9ページ目であるが、こちらの写真は中央付近とまではいかないが、ちょうど前面のところである。写真の左下から右上に向かって赤道があるというところである。

今後の予定であるが、前面の市道については、この3-80号線であるが、多摩市道路整備計画で拡幅整備を予定している路線となっているので、今後開発行為によって市道3-80号線のセットバック用地として付け替えるよう調整をしていく。現在市道3-80号線については、約4メートルの幅員があり、道路整備計画では6メートルに拡幅する計画となっている。写真を少しお戻りいただきたいが、7ページの写真で言うと、3-80号線の道路の路端から大体1メートル、側溝があり、ちょうどコンクリートのたたきのひび割れと言うのか境目と言うのか、この辺りぐらいまでセットバックをする予定である。説明は以上となる。

○佐藤都市整備部長 ただいま資料に基づきご説明をさせていただいたとおりである。よろしくご審査の上、ご承認を賜ようお願い申し上げます。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 3-80号線を6メートルに広げるということであるが、この計画はいつ頃どのようなになっているか。

○檜島道路交通課長 道路整備計画でこの路線は6メートルと位置づけしており、当該地の部分については開発行為が入り終わったところで一旦セットバックされる。路線全体の計画として予定は特段設けていないが、その整備計画の中でAランクからDランクまで路線ごとに区分しており、この3-80号線はDランクになる路線である。このDランクの路線については、開発行為や寄附をいただいたときに整備を進めていくという路線の位置づけにしているので、期間がいつというのは申し上げられないが、整備をしてい

こうかというところである。

○しらた委員 電柱からすると通学路なのか。

○檜島道路交通課長 そうである。

○しらた委員 ということは、歩道等の計画はどのような予定になるのか。

○檜島道路交通課長 地区集散道路ということで歩道の設置はしない計画になっている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第13号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第13号議案市道路線の廃止についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第29号議案多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○小柳環境部長 第29号議案多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてである。これまで社会実験等に取り組んできて、公園利用の促進やにぎわいづくり、利便性向上につながるキッチンカーの出店等ができるようにするために、条例別表第4を改めるものである。詳細については、公園緑地課長から説明をさせていただく。

○長谷川公園緑地課長 それでは、私から内容のご説明を申し上げる。資料の案件2とあるデータをお開きいただければと思う。

今、環境部長から説明させていただいたが、今回の条例改正の1、目的として、これまでの社会実験による取り組みやニーズを踏まえ、今後市立公園の新たな価値創造や活性化による利活用の促進、また財源確保を図るため使用料について物品販売の項目を追加する改正を行うものである。

2の改正内容であるが、別表第4の使用料項目の一つに「物品販売その他営業に関する行為1平方メートル1日につき120円」を新たに追加する。

この物品販売の範囲であるが、有料で有形無形に関わら

ず商品を販売するものが対象になり、公園の活性化や利便性向上につながるもののみを許可し、販売行為をメインとした営利目的の行為は許可を行わない。

3の運用に当たっては、本条例改正に合わせ同条例施行規則第9条第1号を以下の(1)から(5)の記載のとおりに改め、使用料を免除としていく。また、参考として、(3)については、従来減免対象としていた市または教育委員会の「後援」する行事については削除し、対象外とする。(4)については、地域の市民組織が行うものにおいても事業性が認められるものに対しては減免対象としないとしていく。

次に、一部改正の新旧対照表での説明をさせていただきたいと思う。お手数であるが、フォルダを本会議に戻っていただいて、本会議のフォルダの中の令和7年第1回多摩市議会定例会の市長提出議案の中の一部改正新旧対照表の56ページをお開きいただけたらと思う。こちらが新旧対照になっている。改正箇所であるが、先ほどの使用料項目新設のほか、法令のいわゆる条ずれによるものや、文章や文言整理によるものも今回含ませていただく。

まず56ページでは、第2条の3において、「第2条第13号」を「第2条第15号」に改める。また、第3条第2項において、「変更しよう」を「変更をしよう」に改める。

次ページの57ページに進んでいただいて、第9条第1項及び第2項において「掲げる」を「定める」に改める。また、第20条第1項において、「必要限度」を「必要な限度」に改める。

次のページ、58ページに進んでいただいて、別表第4の業として行う写真撮影の項において、「撮影機1台につき

1月」を「撮影機1台 1月につき」に改め、また業として行う映画、テレビ、ビデオ撮影、興業等の項において、「テレビ、ビデオ撮影」を「テレビ又はビデオの撮影」に改める。ここまでは、法令の条ずれによるものや、文章や文言整理によるものである。そして、今回の改正の趣旨になる部分であるが、「物品販売その他営業に関する行為 1平方メートル 1日につき 120円」を新たに追加する。そのほかに、これまで使用料算定の時間などの単位について、端数等の扱いについて明記していなかったもので、備考として新たに追加する。改正内容の説明は以上になる。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 物品販売その他の営業という形でキッチンカーのことを主に言われているが、例えばこの間の諏訪の公園フェスでは蒸しパン等を並べたテーブルが置いてあったが、あれも1平方メートル1日につき120円の対象になる

のか。

○長谷川公園緑地課長 この間のイベントで蒸しパンもたしか販売していたかと思うので、ああいうものは対象にしていく。広さがキッチンカーと同程度だったので同じような形になるが、今回平方メートル当たりであるので、その辺は事業計画書をきちんと出してもらい使用料を払っていただく形になろうかと思っている。

○橋本委員 もう1点、キッチンカーは車で営業するのでその広さであるが、あと上にテントを張る、何もテントがなくてテーブルだけ、その辺の差異というのはないのかどうか確かめたい。

○長谷川公園緑地課長 申請に当たって使用料算定をどこまで見込めるかについては、初めに営業範囲を出していただく予定である。その中で、キッチンカーであれば営業車両だけを営業範囲とするのか、そうは言っても実際車両から一定程度の広さは販売行為として必要な広さになろうかと思うので、その辺をきちんと申請の際には出してもらい、営業範囲に対して使用料を徴収させていただくという形で考えている。

○橋本委員 まだこれからのことだと思うが、今の話を聞いていると、置いたところの面積だけではなく、中には人気があるものは行列ができたりして販売に下の底地を結構使うわけであるし、誰も並んでいなければというのがあがるが、その辺のところは出した書類でどう判断するのか。

○長谷川公園緑地課長 確かに行列が実際にできてしまった場合にどこまで見込むのかというのは、正直ケース・バイ・ケースでいろいろあるかと思う。実際この改正をお認めいただいた後、手続としては使用行為の申請と、申請の際に申請書でまずその営業範囲を確認させていただき、その申請の際もそのまま使用料の支払いの手続を行ってもらうが、実際その事後どういった状況だったかはきちんと報告書などをもらいながら、行列により実際はかなりの部分を占有していたということであれば後々の対応等を図っていききたいと思う。

まだなかなか見えないような状況もあるので、実際運用をしながら必要な対応等あるいは場合によっては必要な改正等で対応させていただければと思っている。

○橋本委員 では、支払いの平米単価120円は終わってから払うのか、それとも申請時に払うのか、そのことについてお聞きする。

○長谷川公園緑地課長 申請時に払っていただくことを予定している。

○橋本委員 ということは、キッチンカーだと、多摩セン

ター等でいろいろ見ていると周りに水のバケツを置いたりして使っている方がいるわけである。そういうのは申請された車の床面積より広いのではないかなったら、120円掛ける2で240円プラスになるということも結果としてはあり得ると解釈してよいのか。

○長谷川公園緑地課長 そのような形で解釈してよろしいかと思う。実際今回条例改正に至るまで今まで社会実験でいろいろ状況を見てきたのと、あと民間提案制度の中でも幾つかの公園にキッチンカーを出しているような状況を踏まえての今回の改正の提案である。実際今言われたように、キッチンカーを置く場所以外の必要スペースの部分というのは我々もこれまでの実績を見る中で確認させていただいているので、申請時にまずはきちんと確認をさせていただいた上で、なるべく事後の手続がないように進めていきたいと思っている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 最大何平方メートルまで借りられるのか。

○長谷川公園緑地課長 ケース・バイ・ケースになるだろうが、公園使用に当たって可能な限りは認めていこうかと考えている。

○しらた委員 可能な限りということは、例えばであるが大きなトラックのキッチンカーが入れば、そのサイズは認めるということか。

○長谷川公園緑地課長 そのような場合もあるかと思う。例えば入場料を取ってやる大きなイベントも考えられるかと思うし、いろいろケースはあるかと予想している。

○しらた委員 入場料とかそういうことではなく、公園の場所を借りるときに大きなものを入れてもよいのか。何を心配しているかという、公園にそのような大きくて何トンもあるようなものを入れて大丈夫なのかという心配をしているわけである。1社で大きくパーッと取ってしまったらほかの方が入れなくなってしまった等、何かある程度の決まりを決めておかないとまずいのではないかと思う。皆が楽しく、いろいろな方に来てもらえるようにするには、例えば軽自動車より少し大きいものだとして2メートル掛ける4メートルで8平方メートルぐらいあるではないか。そうすると120円計算で960円という計算にしておくのか。

それと、次の日のイベントもある場合はそこに置きっ放しでよいのか。そうなると、例えば芝生の上にずっと置いておくと、それなりの重さのものがあれば芝生等が傷まないのかという心配をしているわけである。その辺はこれからどのようにしていくのかをお聞きしている。

○長谷川公園緑地課長 これまでの公園使用の中でも、一

番大きい車両というたとえばテレビの撮影クルー等があるが、そうしたクルーの車両進入は認めていない。

また、基本今言われたように、公園の構造物、園路や芝生も含めてもちろん壊すような場合は、養生等の対応が可能であれば認める場合もあるが、基本的にそういうことがないよう、可能であればというところは申請時にきちんと確認をさせていただいた上で許可している。

今、委員が言われたような大型の車両が入るような案件は今までなかったのになかなか想定はできていなかったが、いずれにしても、公園利用、公園の施設に影響がない範囲での許可を行った上で使用料を規定していきたいと思っている。

○しらた委員 養生をする場合、その養生は多摩市側でやるのか向こうでやるのかもきちんと決めておかないといけないのではないかなと思う。ただ120円というだけで全てが収まるわけにはいかないし、公園で芝生は大事なところであるし、一回ぐちゃぐちゃに痛めてしまうと修復するには金もかかるし、そういうときの保険に入っているのか等、いろいろなことが想定されることを考えておかないと、せっかくのきれいな公園が台なしになってからでは遅いかと思う。その辺は審査のときにある程度きちんとわかるようにしておいたほうがよいかなと思うので、願います。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。岸田委員。

○岸田委員 今回改正に合わせて使用料の免除の部分ということだったが、地域的な市民の組織が市民一般のために行う場合と、あと減免対象とならない事業性が認められるもの、そこら辺の線引きがなかなか難しいのではないかなと思う。今までやってきた地域のお祭りなどは免除に入るかなと思うが、例えば先ほど橋本委員が言われた、この間に新しく何かをしようとしたときに、例えば皆に来てもらってもお昼等がなかったら長時間遊べないからキッチンカーを呼ぼう、地域の人であっても販売している人を呼ぼうといったときはどちらになるのかと私は思った。そこら辺の線引き、どこからは事業性があり、どこからは一般のためという基準はどこら辺にあるのか。

○長谷川公園緑地課長 これまでやってきた中では、ここに書かれている減免対象に該当するものとして、自治会あるいは市民のカンパ等で運営されているいわゆる地域の祭りはこの減免対象にしたいと思っている。

一方で、キッチンカーを呼ぶ場合は状況が様々であるが、基本的にはキッチンカー事業者がそのまま収入にする場合がほとんどであるので、それが明らかにキッチンカー事業者が販売行為を行うというところで、今回のこの使用料の

該当になってくると思っている。今までやってきた実績からそういったところで線引きができるかと思っているが、委員ご指摘のように線引きできないような対象が様々出てくるかと思うので、ケース・バイ・ケースで対応させていただこうかと思っている。

先ほどのしらた委員のお話にもあったとおり、なかなか条例だけでは運用できない部分というのがあるので、内規を市の内部で定めさせていただき、それを手続の際に公表するような対応を取っていききたいと思っている。その中で、この減免規定の対象となる、対象にならないというところはケース・バイ・ケースに合わせながらアップデートしていくということでやらせていただいて、一定のわかりやすい線引きのようなものを示していきたいと思っている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第29号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第29号議案多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第30号議案多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○横堀下水道部長 第30号議案多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をする。資料はない。口頭での説明とさせていただきます。

本件については、令和6年度東京都人事院勧告を受け、東京都に準拠し、下水道事業の給与条例を改正するものである。改正点は2点あり、内容として1点目は、管理職員特別勤務手当について、平日の支給対象時間帯を現行では午前0時から午前5時までとなっているところを、午後10時から翌日の午前5時まで2時間拡大するといった内容である。施行日については、令和7年4月1日となる。

2点目は、扶養手当についてである。配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を現行の9,000円から1万3,000円まで引き上げる。この扶養手当の制度改正については2か年かけて段階的に実施するが、下水道事業については令和7年度の経過措置を多摩市下水道事業職員の給与に関する規程に規定することで対応するので、条例の施行日としては令和8年4月1日となる。簡単ではあるが、説明は以上となる。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 1つ目の時間を10時からにしたのは、実際そういうことが多いからなのか、なぜそういう時間変更になったのかを教えてください。

○横堀下水道部長 この管理職の特別勤務手当は、ご存じのとおり管理職員には時間外手当がつかないところで、緊急事態、災害や下水道事業だと大雨のときの対応などが当てはまる。週休日や休日、また今お話に出ている平日だと夜間から早朝にかけてが対象になっていたが、今、委員に言っていたのとおり緊急時の大雨等というのはなかなか時間がわからないものであり、大体5時以降から泊りで一日朝まで勤務するようなことも多々ある。そういった中では、現行の午前零時からが午後10時からと2時間引き延ばされるということで、より実態に合ったものになってきているかと考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第30号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第30号議案多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、所管事務調査、地域公共交通についてを議題とする。

本件は継続案件である。

本委員会では、公共交通の利用環境を高めることは健康まちづくりにも大きく寄与する取り組みであり、課題となっている高齢者や障がい者などいわゆる交通弱者の外出保障、交通不便地域の解消、持続可能な公共交通の実現、特定小型原動機付自転車いわゆる電動キックボード等を含めた自転車の利用環境について具体的な提案を目指すことを調査目的とし、令和5年12月に本件を所管事務調査として位置づけた。

令和6年中の活動として、1月から2月にかけて、多摩市の現況を確認するため、市側へのヒアリングや日常的な移動が困難な方への支援活動をされているボランティアの桜ヶ丘の移動を考える会の皆様との意見交換会を実施した。5月には、ミニバス南北線和田ルートへの乗車、総合福祉センターへの送迎バスの乗車を通じた実態把握を行った。10月には、地域公共交通の運行の主体を担う事業者における収益性や運転手の確保が課題と捉え、これらの課題の解決策を模索するため、デマンド型交通や自動運転の先進市への視察を実施した。

また、12月には、東京都が主体となって行った市内バス路線におけるレベル2の自動運転バスの実証運行を視察・乗車した。技術面での進歩を体感できた一方で、レベル4での本格運行への課題も認識できた。本年に入ってから、1月に市の所管課を招いた勉強会を実施し、次期多摩市交通マスタープランの策定における市内の交通事業者と市との協議状況や今後の予定について報告を受けた。

その後、これまでの調査と市の現況を踏まえ、委員間で意見交換を実施し、市へ提案する報告書の形にしてきた。

今回は、その調査報告内容の決定及び最終日に行う予定の所管事務調査報告の内容について協議・確認を行いたいと思う。

まず資料にある所管事務調査報告書について確認する。こちらは委員長から議長へ報告する際のかがみ文及び勉強会で協議した内容を踏まえ、まとめた報告書である。この報告書についてご意見や何か確認しておきたいことはあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご意見なしと認める。

それでは、本報告内容をもって委員長名で議長へ所管事務調査報告として提出する。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

なお、最終的な体裁等は正副委員長にご一任願う。

また、本所管事務調査、地域公共交通については、今後の市政の参考としていただくため、議会運営委員会を通して市長へ調査報告書を送付したいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

次に、本定例会最終日に行う予定の所管事務調査の委員長報告の内容について協議する。今回の報告が最終報告になる。さらに調査報告書の中身について確認したので、その中から最終報告として盛り込む内容としては、調査事項、調査目的、調査開始から今までの経過の簡潔な報告、まとめと課題、以上を報告する必要があるかと思うが、ほかにも盛り込むべき事項があればご意見を伺いたいと思う。ご意見はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 ご意見なしと認める。それでは、この内容で本定例会最終日の所管事務調査報告とする。

なお、具体的な報告内容については委員長にご一任いただきたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。それでは、そのようにさせていただきます。

日程第5、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件は、別紙のとおり申し出ることにしたと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。それでは、そのようにさせていただきます。

この際、暫時休憩する。

午前10時41分休憩

（協 議 会）

午前10時41分開議

○渡辺委員長 ここで協議会に切り替える。

協議会1、多摩センターわくわくプロジェクトについて、市側の説明を求める。

○佐藤都市整備部長 協議会案件1番から13番までが都市整備部の案件となる。

それでは、早速協議会案件1番、多摩センターわくわくプロジェクト進捗状況の報告というところであるが、恐れ入りますが総務常任委員会でも同様のご報告をさせていただいている。資料は総務常任委員会のフォルダをお開

きいただいて、総務常任のナンバー19になっている。

本日は、令和4年度から取り組んだ3年間のまとめと、まちづかいの今後についてご報告する。まず1ページ目の2番、令和6年度の取り組みについてのご報告である。大きく多摩センター地区のまちのビジョンなどの策定状況と、まちづかい社会実験の3年間の成果、多摩中央公園の整備状況、遊歩道の安全な通行のあり方の4点となっている。

まずは多摩センター地区のまちのビジョンとまちづくり方針策定状況についてである。ここでは、今後の多摩センター駅周辺のまちづくりの方向性を示すまちのビジョン、まちづくり方針、都市再生整備計画の3点である。まちのビジョンとまちづくり方針については、令和7年3月末に策定予定として進めていたところである。しかしながら、前回もご報告をさせていただいたが、東京都が多摩センター駅周辺再構築について、令和7年に入って検討を進めることをお示しされている。この動きと市の方針にそぐえないようにする必要が生じたため、まちのビジョンと方針策定を令和7年度以降に延長して引き続き東京都と協議を行うものとしている。

なお、令和4年度に策定した行動指針の成果として、（仮称）多摩センター地区のまちのありたい姿報告書を中心報告として取りまとめ、今後公表することを考えている。

続いて都市再生整備計画の第3期である。今年度で第2期が終了するが、令和7年度から9年度までの3年間で第3期として取り組んでいきたいと考えている。社会実験を行い、ペDESTリアンデッキのハードの整備計画に向けたまちなかウォークアブル推進事業を実施し、多摩センター地区で課題となっている滞在環境整備に関する内容を予定している。

次のページにお移りいただいて、(2)まちづかい社会実験に係る令和4年度から6年度までの成果のご報告である。これまでご報告させていただいたものについてエッセンスを取りまとめたものとなっている。令和4年度はまちづかいを起点としたまちづくりとして、ワークショップや社会実験を通してまちの声を収集し、今後の多摩センターに期待する場面を具体化した。令和5年度から（仮称）多摩センター地区まちのビジョン策定に向け多摩ラボ（仮称）やまちづかい社会実験を通じて機能とまちづかいの主体者の掘り起こしを進めた。令和6年度は植栽ますを中心に大きなイベントがない日常の滞在空間や、民間企業主体のパブリックビューイング、プロジェ

クションマッピングといった社会実験を行い、多摩センターのエリア価値向上に向け取り組んだ。これらを踏まえ、次年度からのオープンカフェやまちなカウオカブル推進事業の活用による社会実験をしていきたいと考えている。

今後については、多摩センター地区の活性化を目的として設立されたクリエイティブキャンパス企画室を活用し多摩中央公園を起点に多摩センター地区連絡協議会と多摩中央公園・多摩センター連携協議会の両輪とともに発展させていく。これに向けて、クリエイティブキャンパス企画室と庁内各課とが情報交換など連携をしていく。

次のページ、4ページのところ、多摩中央公園の整備に関するご報告である。令和5年度から整備を進めてきたが、令和7年4月5日午前11時にグランドオープンの予定とさせていただいている。同日はハローキティが来園してお祝いするというので、オープニングセレモニー、市民中心でつくり上げてきたパークライフショーなどを開催させていただく。多摩センターに立地する文化・芸術・学び・緑といった各施設の特徴的な機能を最大限発揮し、エリア価値の向上、多摩ニュータウンの再生へと展開されることを目指す。

続いて5ページ、(4)遊歩道の安全な通行のあり方のご報告である。レンガ坂の安全な通行に向けて、路面標示を設置する暫定的な整備を行った。多摩中央公園がリニューアルオープンした後は、公園の利用者や公園を通行する人流がふえることが予測されるため、あらかじめマナー啓発用の看板を上の方角広場、図書館前の植栽ますの中の2か所に、右上のポスターを全ての街路灯に設置し、通行マナーの啓発を行っているところである。図面の赤丸でお示しした部分に、下の写真のように自転車と矢印を表示している。今後周辺の通行状況などを見ながら、通行マナーが定着したところで本格運用にしていくということ考えている。

最後に、令和4年度から集中して取り組んできた多摩センターわくわくプロジェクトであるが、多摩中央公園の整備が完了することで一つの区切りを迎えたので、このように連名でのご報告は今回が最後とさせていただく。今後もまちづかいを起点としたまちづくりに庁内外で連携しながら引き続き取り組んでいきたいと考えている。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれ

で終わる。

それでは、協議会2、拠点地区活性化推進会議の設置について、市側の説明を求める。

○佐藤都市整備部長 それでは、協議会案件の2番、拠点地区活性化推進会議の設置についてご説明させていただく。

まず1、拠点地区活性化推進会議についてである。庁内で多摩センター地区の活性化に向けて、部を横断するような取り組みを含め情報の共有、検討のため、多摩センター地区活性化推進会議を平成29年度に設置し、まち全体を面として捉えた活性化に向けて進めてきた。このたび都市計画マスタープランにおいて、聖蹟桜ヶ丘、多摩センター、永山の各駅周辺地区を拠点として位置づけたことから、組織横断的にまちを面として捉えた活性化を3拠点に拡大して推進するため、拠点地区活性化推進会議を設置することとした。

本会議の所掌事項は、2のところに記載されており、情報の収集及び共有、将来像の検討、課題の分析及び対策の検討、事業の実施に関する事、公共施設並びに基盤整備等に係る改修工事などの方向性の検討及び進行管理などとしている。

会議の会員等については、項番の3つ目、副市長をトップに、委員を部長級とし、多岐にわたる調整が必要となることから関係課を幹事として、3つの都市拠点、聖蹟桜ヶ丘、永山、多摩センターのまちづくりの方針を都市計画マスタープランに位置づけたため、事務局を都市計画課としているところである。

また、推進会議には各拠点に係る課の会議を担当者会議として設置し、その事務局を、ソフトからまちづくりを進めている聖蹟桜ヶ丘と多摩センターは商業・観光担当課長が、ハードからまちづくりを進めている永山はニュータウン再生担当課長としている。令和7年4月から情報共有を密にしながら各拠点の活性化に取り組んでいくところである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 会長、副会長が副市長ということであるが、お二人ともということなのか。

○佐藤都市整備部長 お二人、両副市長ということである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれ

で終わる。

続いて協議会3、多摩市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の改定について、市側の説明を求める。

○佐藤都市整備部長 生活環境常任委員会のフォルダに入っていただければと思う。それでは、多摩市都市計画に関する基本的な方針、いわゆる都市計画マスタープランの改定についてご説明する。協議会の3として資料を5つ格納しているが、縦置きで説明書きのみの資料、おそらく一番初めというか一番左になっているかと思う。多摩市都市計画に関する基本的な方針、多摩市都市計画マスタープランについては、上位計画である多摩市総合計画、関連計画などの策定・改定などを踏まえ、令和6年度末を目途に令和4年度から改定を進めてきた。本日は、前回の生活環境常任委員会報告以降の検討の経過、今後のスケジュール、多摩市都市計画マスタープラン（案）についてご報告する。

1ページ目の2、令和6年度における検討の経緯というところ、表になっているところをご覧願う。No.というところの下から3つ目、No.10の項目以降にお示しているが、前回の協議会以降、庁内や関係機関との事前調整を踏まえ、先日行った令和6年度第4回多摩市都市計画審議会から、多摩市都市計画に関する基本的な方針について答申をいただいた。

恐れ入るが資料3というところ、横置きで一つの表の形態になっているところをご覧願う。パブリックコメントでいただいたご意見と、それに対する回答になっている。

パブリックコメントは、インターネットによる意見が9件、窓口に参加された方が1名の計10件であった。いただいたご意見による都市計画マスタープランの修正や反映というところはない。

度々、資料が飛んで申しわけないが、資料1ということで、縦置きで多摩市の絵が入っているものの左側にあるページ数の多い本編のほうである。本編は非常に分厚いものになる。多摩市都市計画マスタープランである。

これまでの説明から、この間修正した点としては、284分の57ページ、資料のページだと51ページになる。下から4つ目の見出しの「誰もが住み続けられるまち」の部分、ここに「子育て世帯を惹きつけ」という言葉を追記させていただいた。

また、東京都の関連する計画の多摩のまちづくり戦略が今年1月31日に案として公表された関係で、少し戻っ

て284分の41ページも修正している。なお、このページにおいて、東京都が3月に策定・公表を予定していることから、本都市計画マスタープランにおいても3月に公表する時点で時点修正を行う可能性があるということである。東京都からは事前に大きく変わることはないという説明を受けているが、市の意見で時点修正は要望するものの、都市計画マスタープランの内容への影響はほぼないと考えている。東京都の計画との整合を図るため3月に策定・公表を予定しているということで、そのタイミングをもって合わせることにさせていただこうと考えている。

続いて284分の48ページ、せいせきカワマチのところである。せいせきカワマチに関しては、先日「かわまち大賞」を受賞したということで、その部分の記載を追加させていただいたところである。

続いて284分の91ページである。こちらは市の新しい組織というところで、令和7年度から道路の維持管理業務と公園維持管理業務、こちらは持続可能な道路公園の維持管理体制の構築に向けて市の組織改正を予定しているところである。(2)のところ、健全な街路樹空間の創出、こちらの4段落目の記載を追加している。そのほか文章の言い回し誤字等を修正しているところである。

資料が度々飛んで申しわけない、今度は資料2ということで、表紙は同じであるがページ数が少ないもの、都市計画マスタープラン（案）の概要版である。こちらは概要版として取りまとめたものになるので、後ほどご確認いただけるようお願いする。

続いて資料の4である。横置きの同じ枠が左右に書いてあるように見えるものであるが、こちらをお開き願う。

多摩市用途地域等指定方針及び指定基準の見直しについてご説明させていただく。現行の多摩市用途地域等に関する指定方針及び指定基準は、平成24年に用途地域等に係る都市計画決定権限が東京都から市町村へ移譲されたことを受け、平成25年の多摩市都市計画マスタープラン改定と合わせ、平成27年に策定した。今回都市計画マスタープランの改定に伴い、現行の多摩市用途地域等に関する指定方針及び指定基準の見直しを行うこととした。見直しを行った内容としては、都市計画マスタープランに示す拠点やゾーニングの名称が変更されたものの反映とともに、新たに設定された地域拠点や生活サービス関連地区等の扱いの検討を追加した。また、国で法改正により制定された田園住居地域の創設に伴う基準について追記をした。田園住居地域とは、住環境と調和を図りながら市街化区域農地を保全する用途地域の一つで、平成

30年の都市計画法改正により新たに創設された制度である。この田園住居地域の指定方針及び指定基準については、東京都や近隣市の事例を参考に作成をさせていただいた。このほかには、用途地域で定められている13の種類のうち、多摩市では現在用途地域とは指定されていないが第2種低層住居専用地域について追記した。

協議会資料3の最初にお開きいただいた資料にお戻りいただきたい。最後の今後のスケジュールというところである。令和7年3月下旬に、東京都が策定する多摩のまちづくり戦略が公表される予定である。その公表後にタイミングを合わせて多摩市都市計画に関する基本的な方針について公表させていただこうと考えている。

大変長くなったが、以上で多摩市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の改定についてのご説明とさせていただく。

〇渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。岸田委員。

〇岸田委員 田園都市の指定の検討ということであるが、多摩市の場合を考えると、田んぼがあると水路があると思うが、そういった水路についても指定の対象になってくるのか。

〇佐藤都市整備部長 基準としては設ける。多摩市の中でどういった場所が考えられるかというところでは、一定程度エリアとして田畑や水路、そういった農地や山林というエリアが対象になると考えられる。この先どこか想定しているところがあるかということになれば、現状では特にない。その地域に指定ということになると、地権者の方としっかり情報共有、合意形成を図った中で、地区計画などもセットで検討していくことになる。

もう少し具体的なお話をさせていただくと、そのエリアに指定することになると、建造物・構築物などに制限がかかってしまったりすることも当然にあるので、土地の利用形態に大きく影響してくるという中では、制度として市は保有しておくが、今後そういった声が地域から上がってくればそのタイミングで検討し、地域との合意形成が図れればそれに向けた手続を進めていくような形になると考えている。

〇渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。しらた委員。

〇しらた委員 この都市計画マスタープランと概要版というのは、プランのほうは284ページもある。厚いやつは印刷しなくてはだめなのだろうか。これは販売する予定があるのか。

〇佐藤都市整備部長 準備が出来次第販売をするという

ことである。価格についてはご案内のとおりページ数等によってというところがあるが、販売予定である。

〇しらた委員 お願いしたいと思う。できればカラーのものが見たい。白黒よりは見やすいと思う。それと、多摩市用途地域特定指定方針及び指定基準、これができたときはもう変わってしまったということなのか。新旧対照表がついているということは、この冊子ができたときにはもう新旧が変わっているということなのか。

〇佐藤都市整備部長 ここで決定をしていくということで、タイミングは同じタイミングになるというところである。

〇しらた委員 ということは、これからまだこの案はどこかで見るができるのか。対照表をこのように考えているということが。

〇佐藤都市整備部長 いわゆるパブリックコメントを行うような内容のものとは違くと市では考えている。都市計画マスタープランに合わせて都市計画上の考え方を整理しているということで、これは市で決定するものである。この先見られるのかとなると、都市計画審議会や本日の生活環境常任委員会で資料を公表しているところにはなるが、広報を打って広く積極的なというところまでの考えは現状ない。

〇しらた委員 結構大切で重要なところかと思う。基準が変わるわけである。生活環境常任委員会ではこれからまだ出てくるということでよろしいか。

〇佐藤都市整備部長 先ほどもご説明申し上げたが、どこかをターゲットにして次ここを変えるというのではなく、今後変わる可能性があるものについて基準として設けたということで、田園住居地域にしてもそうであるし、今現在多摩市の中にはないが第二種低層住居専用地域、今後の都市計画の変更等のまちづくりの議論の中でそういったものも可能性として残す。具体に変更することになれば、当然どのエリアなのか、どういう考えでどうやっていくのかというところは都市計画審議会を含め様々な場面でご議論いただきながら市として決定していくことになる。

今回のこの決定については、今後のまちづくりにおける可能性を広げるために用意はしておくということであるので、具体に変更する段になったら、それは当然地域の市民の方々、また学識の先生方、そういった方々のご意見いただきながら進めていくことになる。

〇渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会4、（第3期）多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画について、市側の説明を求める。

○佐藤都市整備部長 それでは、（第3期）多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画についてご説明させていただく。協議会4番の資料をご覧願う。現在の多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画は第2期となっている。令和4年度から令和6年度までの3か年ということで実施しているものである。ここで期間が終了するということで3つほど、現行のオープンカフェ事業は継続実施する。

2つ目、まちなかウォークブル推進事業の交付対象となるソフト事業の実施のために、継続して第3期の多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画を策定する。常設のオープンカフェ事業については、都市再生整備計画が策定されていることで活用ができるので、多摩センター地区連絡協議会を占用主体として、特例道路占用許可制度を活用して第3期も実施する。

また、社会資本整備総合交付金の対象事業である滞在環境整備事業と、計画策定支援事業をまちなかウォークブル推進事業の基幹事業として実施し、社会実験の実施や（仮称）ウォークブル整備計画の策定を行っていく。資料でいくと下の図面の黄色い網がかかっているところ、滞在環境整備事業と計画策定支援事業といったものを軸にしていくところである。オープンカフェ事業については、多摩センター地区連絡協議会を占用主体として特例道路占用許可制度を活用してオープンカフェ事業を実施し、現行の第2期に記載しているオープンカフェ事業を継続ということで基本的に内容の変更は生じない。

続いて第3期都市再生整備計画の概要となる。資料に書かれているとおりであるが、上段には目標や指標を示している。先ほど申し上げた黄色い網かけのところ、滞在環境整備事業、社会実験の実施というところになるが、パルテノン大通り及び市道5-31号歩線でまちづくりに向けた社会実験を実施するものである。年度ごとに実施箇所を変更しながら3年間実施する考えである。計画策定支援事業、（仮称）ウォークブル整備計画の策定については、路線ごとの特性を考慮しながら社会実験を実施した結果から滞在環境整備メニューの検討を行い、（仮称）ウォークブル整備計画策定後、都市再生整備計画を変更または新規策定し、ハード整備を実施する予定である。

最後、今後のスケジュールについてであるが、現在国との最終協議中、また警視庁、東京都の公安委員会との協議中となっている。国及び警視庁からの回答後に道路管理者と協議を行って同意をいただいた後、多摩市庁内の経営会議で決定を行い都市再生整備計画の提出を行うため、新年度4月下旬以降から計画が実施される予定である。オープンカフェの実施についても同様となるため、4月1日から計画の提出までの期間、オープンカフェの実施ができない期間が多少出てくるかというところがあるが、こちらは実施主体の多摩センター地区連絡協議会とは協議済みである。

第3期の多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画についてのご説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会5、多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道（乞田幹線）都市計画変更について、市側の説明を求める。

○佐藤都市整備部長 非常に長いタイトルで、多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道（乞田幹線）都市計画変更についてである。こちらは令和6年、昨年12月16日に東京都が下水道の都市計画変更を行ったことについてのご報告である。

1番目のところ、都市計画変更の概要。一番下の変更理由のところをご覧願う。乞田幹線であるが、昭和43年に都市計画決定をした幹線管渠で、下流部の管渠は施設整備後50年以上経過しており老朽化の進行が判明しているため老朽化対策を図るとともに、雨天時浸入水による溢水リスクを軽減することを考慮して下流部区間の一部について線形変更を行うものである。図に示した、色が少しわかりにくいかもしれないが黄色の線形部分を赤色の線形に変更され、変更後は赤色と黒色の線形となることである。東京都の都市計画変更ということで我々も説明会等を伺って情報は共有しているところである。

今後の予定であるが、都から具体の事業計画についてまだお示しをされていない状況である。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 この図は確かにそうなのであるが、道路に沿っているような感じがするが、上部の建物がわかるような図はどこかにあるのか。

○佐藤都市整備部長 埋設管の上はどうなっているのかということであるが、こちらは基本的に道路下となる。図の真ん中緑色のところあたり、都立桜ヶ丘公園の下なども走っているところがあるが、建物の下は計画の中に入らない。全て道路下という形になってくる。

○橋本委員 ということになると、この赤いのは日本医科大学病院のそばを通過して消防署のところから上がっていくような、まさしく今車が走っているその下部であると理解してよいのかどうか確かめておく。

○佐藤都市整備部長 委員ご質問のとおりである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会6、南多摩尾根幹線における擁壁設置工事の工期延伸について、市側の説明を求める。

○佐藤都市整備部長 南多摩尾根幹線における擁壁設置工事の工期延伸についてということで、こちらも東京都から情報提供いただいたものをこの場で共有させていただくものである。

1 ページ目にお示ししたとおり、中段のところの●概要ということで工期変更となっている。令和6年1月9日から令和8年2月7日ということで、変更前に比べておよそ1年間工期が変更、後ろ送りになっているところである。

2 ページ目をご覧願う。工期延伸に関するお知らせであるが、今年2月に近隣の住民の皆様には配布された東京都からのお知らせのチラシという形になる。このたびの工期延長についてであるが、掘削後にできる斜面の安全性を高めるためのり面補強工事を追加したことに伴い、工期が延長になるということである。都からは、当初土質試験結果から掘削面の高さに基づくのり面の勾配については自然勾配で対応を考えていたところであるが、昨今のゲリラ豪雨、大雨、風雨等によりり面の安全性を基準以上にしっかりやったほうがよいだろうということで、自然ののりで想定していたところを、このようなイメージで補強工事を行っていくと伺っている。工期が1年間延長されて令和8年2月27日までとなっているが、地域住民の方々へのご説明は終わっているということである。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会7、多摩ニュータウン諏訪・永山地区住宅市街地総合整備事業について、市側の説明を求める。

○佐藤都市整備部長 多摩ニュータウン諏訪・永山地区住宅市街地総合整備事業についての経過報告である。本件について、令和4年12月、令和5年12月、それぞれ生活環境常任委員会の協議会でご報告をさせていただいてきた。第2期の事業がちょうど新型コロナウイルスの影響で市の財源充当が困難となり、令和3年度以降に予定していた事業の一部を実施できなくなったことをご報告させていただいた。それに伴い、計画変更、またUR都市機構が多摩ニュータウンの諏訪・永山団地再生を国庫補助を取得して進めることに伴い拠点的開発区域を追加する変更を行うことについてご説明をさせていただいてきたところである。

今後についてであるが、第2期事業が完了したことに伴い、第2期事業で完了した事業に示したものについて令和6年度末までに社会資本整備総合交付金の事後評価を実施していくかどうか関係各課と意見交換してきたが、財政状況や資材の高騰など社会情勢の動向などから、社会資本総合整備計画を策定して補助をもらい、住宅市街地総合整備事業としての実施については一旦終了させていただき、市内の他の地域の対応等とのバランスなども考慮した上で、他事業での実施等についても今後総合的に検討して対応していきたいと考えている。

資料2ページ目をご覧いただくと少しわかりやすいかと思う。エリアの地図があり、それぞれ色が塗られている。矢印と吹き出しがあり、実線で囲われているところについてはこの1期・2期で終了したところ、点線で囲われているところについてはまだ実施がされていないところで、この点線で囲われた、例えば左上永山第2公園、市道4-13号歩線といったところは、社会資本整備総合交付金、住宅市街地総合整備事業ではなく、別の補助事業などでタイミングを合わせて実施していきたいと考えているところである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会8、多摩ニュータウン再生の進捗状況に

ついて、市側の説明を求める。

○内田ニュータウン再生担当課長 協議会用に2つファイルをおつけしているの、最初のファイルをお開き願う。4ページ物になっている。

それでは、1番目の主な取り組みについて説明する。

(1)公的賃貸住宅の再生についてである。初めに、都営住宅団地の再生の状況について、資料の中で3ページ目にも図があるので、こちらをご覧くださいながらお聞き取り願う。

まず都営諏訪団地についてである。①図の右側の諏訪4丁目である。こちらの1期、2期では現在建築工事が進んでいる。1期では1棟、「2号棟」と呼ばれているものの工事が完了し、②の3期、4期のエリアの方、具体的に言うと4-2の4号棟、5号棟、6号棟、約60世帯の方が2月から入居を開始しており、3月中に引っ越しを終えると伺っている。

次に、③、図の上にある和田・東寺方団地についてである。こちらにお住まいの方は、愛宕4丁目の新築の団地に移転を終えている。今後和田・東寺方団地については建物の解体である。これは昨年の11月から除却に着手をしており、その後に都営住宅新築を予定している。都営住宅については、簡単であるが説明は以上である。

次に、UR都市機構の団地再生についてご報告をする。

こちらは4ページ目に図をおつけしているの、これをお見取りいただきながらお聞き取り願う。

まずUR諏訪団地についてである。①の第1期事業、これ「諏訪先工区」と示しているところである。こちらは計画戸数148戸の住宅の建設工事中である。こちらは令和7年夏に竣工し、秋頃の入居を予定している。戸数まではまだ伺っていないが、②の第2期にお住まいの方の移転と新規募集を行うと伺っている。次に、②の第2期の事業、こちらは②の「諏訪後工区」と示しているところである。

こちらについては、先ほどの先工区の移転が完了した後に除却をして、新しいUR賃貸住宅の建設を計画中と伺っている。

続いてUR永山団地についてである。③の旧東永山小学校、こちらで361戸のUR賃貸住宅の建設を計画しているところである。こちらは一回入札の不調があり、令和7年の夏頃の着工を予定していると伺っている。また、URの永山団地の団地再生の事業については今検討中である。公的賃貸住宅の再生については以上である。

1ページ目にお戻りいただいて、(2)の南多摩尾根幹線

沿道の土地利用転換の検討についてご報告をする。昨年度に引き続いて、プラットフォームを活用した南多摩尾根幹線沿道の土地利用転換の検討を進めているところである。今年度はプラットフォーム会員事業者14社、こちらはホームページに記載があるので、そちらをお見取りいただければと思う。このうち13社に個別ヒアリングを行い、諏訪永山沿道エリアの土地利用のイメージ、施設立地による効果についてご意見、ご提案をいただいた。結果、商業施設や自動車関連施設、スポーツ施設などの施設立地の可能性と、雇用などの効果を確認したところである。

先ほどご説明した多摩市都市計画マスタープランの改定を踏まえ、引き続き土地利用転換に向けた検討を進めていく。ヒアリングの結果については令和6年度第2回多摩市ニュータウン再生推進会議と共有し、ヒアリング結果を踏まえた土地利用の方向性などを議論、ご意見をいただいているところである。資料については、大変恐縮であるが修正などを加えているところであり、本日お示しできなくて申しわけない。今後市公式ホームページに掲載していきたいと思っている。

続いて(3)の多摩ニュータウン再生プロジェクト第12回シンポジウムについてご報告をする。今年度のシンポジウムを令和7年2月16日、日曜日、午後2時からベルブホールで、「若い世代が活躍できる場をつくるまちづくり」をテーマにして、専門家による基調講演、市内で事業を営んでいる市民の方にパネルディスカッションに加わっていただき、お話をいただいた。当日は42名の方にご来場いただいた。当日の模様については、3月下旬から4月上旬にかけてYouTubeの多摩市公式チャンネルで録画配信する予定である。昨年度に引き続いて、基調講演とパネルディスカッションの概要については絵や文字にしてまとめている。少し見にくくて申しわけないが、このような形で絵にしてまとめているので、これを見ていただければ、録画を見なくても、こういったポイントが話されたというのがわかるので、そちらをお見取りいただければと思う。

それでは、2番目の新たな取り組みについてご報告をする。公園・遊歩道活用及びプロジェクトについてである。令和5年1月に策定した「愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画」で定められているリーディングプロジェクトの一つに「公園・遊歩道活用プロジェクト」がある。本プロジェクトでは、地域の魅力である緑豊かな遊歩道や公園のさらなる活用を図るため、地域ニーズに

対応した空間のあり方の検討を進め、健幸まちづくりの実現につながるような、安全で安心な地域住民の憩いの場となる屋外環境の創出を目指すことを基本方針としている。方針の実現に向けて、今回豊ヶ丘・貝取名店街周辺をチャレンジエリアとして社会実験を行っていききたいと思っている。

こちらは2つ目のファイルをご覧くださいと思う。3ページ物である。今回、八角堂さん、貝取・豊ヶ丘の近隣センター、その周辺の公園・遊歩道を使って実証実験をしていきたいと考えている。3ページ目にイメージというところで写真等がある。例えばテーブルや椅子といったものを公共空間などに置いてにぎわいができないか考えているところである。実施の時期であるが、令和7年の秋頃に予定されているランタンフェスティバルの開催時期とその前後1週間を今想定しているところである。社会実験の検討に当たっては、ランタンフェスティバルの関係者、八角堂に集まる地域の方々と意見交換を重ね、多様なつながりを広げながら進めていく予定である。本プロジェクトについては、社会実験を重ねながら、地域が主体となって遊歩道や公園の屋外空間を使った取り組みにつなげていければと考えているところである。

説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 社会実験はコンサルタントに頼んで計画して実験していくのか、そのときの予算はどこかで出たのかをお聞きする。

○内田ニュータウン再生担当課長 まず今年度の委託の予算で、企画立案というところで委託費をいただいてまとめている。こちらについては、先ほど申し上げたとおりランタンフェスティバルの関係者や学童クラブに来ていただいている方々に意見をいただきながら、こういったことをやっていきたいというところをまとめたところである。それを踏まえて、令和7年度予算でニュータウン再生の委託を取っているので、その中で実施していきたいと思っており、おおむね100万円弱の予算を使って社会実験ができないかと考えている。

○しらた委員 では、その後実験をして総括して今後どうするかをまた議論して行っていくということか。

○内田ニュータウン再生担当課長 委員の言われるとおりである。今後豊ヶ丘複合施設の改修も控えているところである。隣接する豊ヶ丘南公園、これもおそらく大規模改修が今後されていくので、点ではなく少し広めに取

って面的に地域の方々と公共空間を使って日常的に何かできないかというところを目指していきたいと考えているが、いきなり急にそこには到達できないので、緩やかに進めていきたいと考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会9、市営関戸第一住宅改修工事の概要について、市側の説明を求める。

○長谷川住宅担当課長 こちらについては予算審議でも内容のご質問をいただいたので、ご説明した主な内容をそのままというところになるが、改めてご説明させていただくのでお聞き取りいただければと思う。協議会の資料9である。

まず2番目の目的のところをご覧くださいと思う。市営関戸第一住宅であるが、平成3年度の建設から30年以上が経過しているところである。こちらは公営住宅法施行令に定められている耐火構造の住宅の耐用年限である70年の2分の1、35年に近づきつつあるところである。このため令和3年3月に策定した第二次多摩市営住宅等長寿命化計画に基づいて、長期的な活用を図る関戸第一住宅においては、予防保全及び長寿命化等を目的とした改修、併せて省エネルギー化対策も含めた改修工事を実施するというものである。

内容については1番に記載している。工事件名、まずは(仮称)であるが、市営関戸第一住宅改修工事。工事の場所であるが、関戸3丁目19-1である。契約予定、工期については、6月の議会で契約議決をいただいた後の契約となっている。工期については、その契約議決後の6月の下旬または7月の上旬から令和8年3月までを考えている。現場の着手については、令和7年8月頃を予定しているところである。

工事概要である。屋根の改修、外壁、バルコニーは防水工事になっている。また、幹線ケーブル、共用部の分電盤、共用部の照明、こちらはLED化をしていくものである。また、給排水管、給湯器浴槽等の改修である。前回予算審議のところでもご説明をさせていただいたが、本改修工事は住民の方々が居住をしながらの居ながら工事となっている。このため、住民の方々にお願いする事項等もあるので、令和6年10月に6日・7日・10日と3日間をかけて全住戸の方々に工事の概要についてご説明をさせていただいたところである。また、年が明けたら

現場の着手になるまでにまた改めてご連絡をするような事項もあるので、今後も住民の方々には丁寧にご説明をして工事を進めていきたいと考えているところである。

非常に簡単ではあるが、市営住宅改修工事の概要については以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 ベランダは防水工事、屋根も防水、たしか太陽光パネルが設置されていると思ったが、そちらの取り外しはどのような条件で行われるのか。

○長谷川住宅担当課長 こちらは議場で少しご説明をさせていただいたところであるが、関戸第一住宅屋根貸し事業ということで太陽光パネルが既に設置されている。私どもの事業としては改修工事という形になるので、この改修工事は、今ご説明した状況に支障のないように事前に外していただき、改修工事が終わった後また屋根に載せ換えるような形で行うことで事業者とは調整をしているところである。

○しらた委員 今外したやつをもう一度載せていただく。そうすると、あと10年ぐらい契約があると思うが、その後太陽光パネルをどう使うかはまだ何も決まっていないということではいいか。

○長谷川住宅担当課長 現状のこの工事に関して過去の契約に関することで変更が起きるということはないので、現状の契約上そのまま進めていく。それ以降についてはまた屋根貸し事業という話になるので、私どもの事業とはまた違う部分があるが、現行の契約上はそのまま履行されるところである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会10、道路及び公園施設における包括的民間委託の検討について、市側の説明を求める。

○檜島道路交通課長 それでは、協議会10番の道路及び公園施設における包括的民間委託の検討についてである。

道路交通課と公園緑地課において現在維持管理における様々な同様の共通の課題があり、今後これらの課題解決のために道路と公園の業務においてさらなる市民サービスの向上や民間事業者の創意工夫・ノウハウを活用した包括的民間委託の導入を検討していきたいと考えている。

資料1番の時代の背景と主な課題のところであるが、

高度経済成長期に整備されたインフラ施設、老朽化や樹木の大径木化といった課題が道路、公園共に進んでいることや、少子高齢化社会の影響の一つというところで、技術職員の減少、建設業の担い手不足、物価高騰による財源の不足といったことが挙げられている。

また、市民や議会の皆様からかねていただいているご意見として、街路樹、公園樹木、こういった樹木が隣接しているのに市の窓口の委託業者が別で対応も別、要望への対応が遅い、また非効率であるといった声が上がっている。その背景として、多摩市はほかの自治体に比べて緑が豊富ということもあり、まちづくりや環境の観点から全体的な樹木・緑の保全が求められていると考えている。

2番目の包括的民間委託の概要についてであるが、これは国交省からいただいている資料である。これまでの発注方式として、樹木管理、街路灯管理、清掃業務、道路補修工事、公園補修工事、産業廃棄物処理等々業務別に、さらに地区別に委託を発注しており、それぞれ異なる業者と請負契約の締結を行っている。包括的民間委託においては、これらの業務を包括して一本の業務として受注者も複数社で構成するJV等に発注することによって民間事業者の創意工夫とノウハウ、例えば道路と公園が隣接するところの樹木剪定や草刈り、清掃補修工事を同時期に行う、こういったノウハウを生かして効率的、効果的に業務ができるものと考えている。

3番目の今後の予定であるが、令和7年度は包括的民間委託の導入可能性調査、導入効果の高い業務の洗い出し、概算費用の算出、事業者への機運醸成や説明を行い、令和8年度は公募資料（要領、仕様書、要求水準等）の作成、令和9年度は事業者の公募を行い、令和10年度より道路と公園の包括的民間委託を開始していきたいと考えている。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 私が一般質問で質問したところかと思っているが、府中市なども今道路は包括的民間委託をされていると思う。それで、多摩市の場合は公園も一緒にということで、それは道路と面した公園で、道路と面していなかった公園はどのように分けるのか。道路と公園が一緒のところはそのほうが本当に効率的かと思うが、公園だけしかないところについてはどのように考えているのか。

○檜島道路交通課長 包括のやり方として、部分的にや

るものではなく全体的なエリアとしてかけるので、道路と隣接していない公園についても包括的民間委託ということで一体的に整備・管理していきたいと考えている。

○しらた委員 そうなると、道路に穴が空いているときは道路の整備、また公園といえば木や遊具等も大きく見えているから、JVであればいろいろな業者の方の目が届くというようなイメージでよろしいか。

○檜島道路交通課長 委員の言われるとおりのイメージでよろしいかと思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 私も公園の一般質問のときに少し関わったが、そのときにも答弁の中で慎重に次年度いろいろ調査をしていきたいというときに、管理にかかるお金等は単純に一括して包括でやれば安くなるものでもないようなニュアンスだったが、その辺のことについてもう少し詳しくお聞きしたいと思う。

○檜島道路交通課長 かかる費用についてはこれまでとそれほど大きく変わってこないと思う。大きくりにすることで多少の諸経費の削減といったところはあると思うが、全国的な包括的民間委託を調べさせていただいた中でも、職員の人件費を抑えていくことと併せて全体的に費用が下がるといった調査結果が出ている。

今回検討業務の中でそういった費用対効果という部分も検討した上で、どういった業務を包括していったらよいか、あと仕組みとしてコールセンターを設けるといったことも検討した中で、今までよりも費用がなるべくかからないような形で検討を進めていきたいと思っている。

○橋本委員 お金のかからないというのも、ある面でそこで働く事業者の従業員さんに影響が出てきては困るという思いもあるが、JVでやっていくとしたら、多摩市だけが次年度検討するのではなく、今まで関わってきた人たちも何らかの情報を得ながらJVを構成したりしてやっていく準備段階が必要かと思うが、この辺で民との関係はどうなのか。

○檜島道路交通課長 サウンディング調査も来年度入れている。その中で市内の業者さん、あるいは他市でも経験されている業者さんといったところの意見も伺いながら可能性を探り、どういった形なら受けられるのか、そういったサウンディング調査をやった上で、可能な範囲で包括という形を取っていききたいと思っている。

○橋本委員 進むまでにはいろいろな調査と検討が行われると思うが、当然出てきたものに対して、今までだったら道路課の課長がやるのか、公園緑地課がやるのか、

逆に言えばこういうものが経年的にずっと続くとしたら、その辺のところで職員体制の見直しも同時に行われない限り、一括発注したらもうそのままのようになってしまいがちだと思うが、その辺について伺いたいと思う。

○檜島道路交通課長 職員体制についても、今技術職員が非常に減ってきている状況であり、どういった体制でできるかも含めて、来年度から新しい係としてインフラマネジメント係を設置する予定であるので、その係の中で検討を進めていきたいと思っている。ただ、どこかコントロールする部署が必要と思うので、しばらくの間は道路交通課に設置されるそのインフラメンテナンス係でコントロールしていきたいと考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会11、令和7年度主要実施事業について、市側の説明を求める。

○檜島道路交通課長 それでは、協議会11番、令和7年度主要実施事業についてである。資料をお開きいただいて1枚おめくりいただくと、令和7年度の地籍調査事業の実施区域図である。地籍調査の進め方として、最初の3年間で調査を行い、4年目以降東京都の認証を取るという順番である。令和7年度においては、緑色の部分で示している連光寺1丁目東側地区の3年目の工程ということで地籍図等の作成を行う予定である。

また、図面の茶色に塗られたエリアは地籍調査実施済みエリアであるが、緑に塗られたエリアの右側の白塗りの地区、下側の黄色のエリア、こちらは公図混乱や所有者不明土地が複数あるということで、法務局で実施している地図作成業務にエントリーをしている状況である。

また、地籍調査後に登記までの手続が遅れていた和田周辺の3地区についてであるが、まず和田中東地区、図面で言うと26、27、28のエリアについては、登記所に持込み済みとなり、近日登記が完了する見込みである。

続いて和田・東寺方地区、図面で言うと27、28、29のエリアについては、今年の1月7日に東京都の認証をいただいたので、現在登記所へ持込みをして、登記待ちの状況である。

それから、落川・百草地区、図面の28、29、30のところで聖ヶ丘5丁目南地区、31、32という地区であるが、今月中に東京都で認証手続を行う予定である。来年度事業予定地も含めた残り5地区についても順次認証、登記

手続を遅滞なく進めていくので、現在の予定では令和8年度にこれまで着手した地籍調査地区の認証までの手続は全て完了する予定で進めている。

続いて1枚おめくりいただいて、次に、令和7年度の工事予定箇所である。右側に工事案件が記載されており、それぞれの番号が図面に書かれている。まず舗装補修工事であるが、債務負担行為、こちらは前回の常任委員会で説明したので省略する。

次に、舗装打ち換え工事、⑥～⑧であるが、⑥については諏訪南通りと言う路線で、諏訪5丁目の交番前の交差点からの舗装打ち換え工事である。⑦については、視覚障がい者誘導プレート設置工事、来年度においては多摩センター駅前通りに約100メートル、あとペデストリアンデッキの一部に点字プレートを設置する。⑧については、市道1-325号線道路改良工事であるが、こちらは多摩市一ノ宮の宮之下公園西側に現在砂利舗装をしている道路で、こちらは堤防道路と接続し階段状に現在なっているが、こちらをスロープ状に整備して全体を舗装打ち換えする工事である。

次に、道路拡幅工事、⑨である。2-3号幹線、和田中学通りであるが、昨年に引き続いて和田中学校グラウンド付近の工事を行う予定である。来年度は擁壁工事、排水設備の撤去工事の申請を行う予定である。

続いて、⑩ふんすい橋補修工事である。ふんすい橋は、こちらは上之根大通りを交差している人道橋であり、令和7年度においては表面の舗装や剥落防止工、表面保護工、こういった工事を実施する予定である。

続いて、道路改良工事（無電柱化）関係であるが、⑪、明神橋通りにおける無電柱化工事である。昨年に引き続き無電柱化工事を進めていくが、本件工事においては令和12年度までの7か年で行う予定であり、令和7年度においては電話通信関係の工事をやっていく予定である。

続いて、⑫市道1-20号線交通安全施設工事である。関戸2丁目エリアであるが、今年度ゾーン30に指定されており、その追加工事、通学路が交わっている交差点において赤字の舗装をする等、カラー舗装の強制的な表示をしていく工事である。

最後に⑬街路灯LED化改修工事である。令和7年度においては、ナトリウム灯の残り236灯のうち50灯についてLED化を行い、LED化率を98%とする予定である。場所については多摩中央公園通りを予定している。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会12、利用料金上限額及び駐輪場の種別の変更に係る多摩市営駐輪場条例改正について、市側の説明を求める。

○田中交通対策担当課長 本件は、駐輪場の利用料金の値上げと、バイクが止められるようにということでの種別変更を行っていくものである。

多摩市営駐輪場については指定管理者制度を導入しているが、令和8年より新たな指定期間を予定している。それに先立って現事業者やこれまでに実績のある事業者にはアヒリングを行ったところ、人件費、物価等の上昇が続いていることにより現状の利用料金の上限額の中では赤字運営が避けられないところから事業の継続が困難になるということで、このたび条例を改正して利用料の上限を引き上げ、また先ほど申し上げたようにバイクを止めることによってより収入も得られるような環境にしていくということで、令和7年6月の議会に上程させていただく予定である。

では、具体的なところに入るが、多摩市営駐輪場ということで5か所になる。これ以外にも聖蹟や永山、多摩センター、唐木田にもあるが、それについては自転車駐車場整備センターが運営している駐車場になるので、それについてはこの条例の対象外という形になっている。今回対象となるのはこの5件になるが、具体的な料金案については別紙1をご覧ください。1ページにある。

現状自転車の一時利用、1日の利用については「100円」で、この20年間変わらない水準を保ってきたものである。そのほかに消費税の導入もあったものであるから、実質的には値下げをしてきたような状況である。市民の生活に一番密接に関わるということで抑えてきたところであるが、その考え方自体は踏襲し、その影響額は一番抑えながら、それ以外の部分で全体的な整理をしていきたいというのが基本的な考え方である。

自転車については、今回「100円」から「110円」に、原付については現行「160円」を「220円」に、自動2輪バイクについては「210円」を「330円」とさせていただきたいと考えている。

この幅が広がっているのは、実は車両自体の大きさが大分変わってきているというところに起因しており、実際に必要な面積に比例させる形で今回整理をさせていただいている。原付については、今年度の法改正の中で

も実際排気量がふえている。出力自体は抑えるような構造になっているが、全体的な中で車両の大きさは今後大きくなっていくことを踏まえて、今回改定させていただくものである。

それ以外の定期利用については、これまでいろいろな改正をしてきている中でかなり複雑な料金形態を取ってきているので、一旦シンプルに整理させていただきたいというところが考え方の根底にある。また、指定管理者制度を導入しているので、基本的に利用料金の上限という形で、その上限の中であれば事業者が自由な提案の中で設定できるので、そういった趣旨を最大限生かすために、よりシンプルにしたものである。

これまで1か月、3か月、6か月とそれぞれ区切り、また自転車については6か月になると比較的割引率があり、バイクに関してはほぼ割引率がないといった考え方を取ってそれを反映していたが、一旦は全て1か月に統一させていただき、指定管理の提案の中で3か月、6か月の割引率については事業者に提案していただきたいと考えている。

また、学割を条例上設けていたが、学割の手續に非常に人員がかかっている。これまで20年経過する中で機械化がかなり進んできたものの、学割で学生証を確認するのに人員が割かれてしまっていて、全体的にコストに影響してきてしまっているところもある。引き続き学割を残すというのも一つの考え方であるし、場合によってはエリアの中で同じような割引率を残して、学生に限らず少し不便なところは安くする等、様々な運用の仕方は十分考えられると思うので、そういったところを提案していただきたいという考えの中で、条例上の学割は一旦廃止したいと考えている。そういった中で今回定めた金額については、それぞれ1か月の利用回数を20回と想定し、一時利用の20回分の金額ということで整理させていただいたものである。

続いて別紙2である。駐輪場の種別の改正案で、これまでバイクが止められていなかったところに新たに止めることによって、これまでバイクを止められる場所が少ないというようなご意見をいただいていた、またバイクは自転車より比較的単価が高いところがあるので駐輪場の中の有効活用といった2つの観点で、今回種別の改正をしたいと考えている。永山駅駐輪場、多摩センター駅東、多摩センター駅西が対象となるが、永山について125ccまで、多摩センター駅東西については排気量の制限なしということで考えている。説明については以上であ

る。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 先ほど今回の5個の駐輪場と今まであるものとは契約が違うということだったが、市民から見て今値段が違うのか、それとも同じなのか、今後どのようにしていく予定なのか。

○田中交通対策担当課長 料金についてはそれぞれ異なっているような状況である。基本的に一時利用についてはほぼ一緒であるが、定期利用については利用料金の上限の中で市も運営しているので、市営の駐輪場の中でも料金差があるし、また自転車駐車場整備センターで運営を行っている駐輪場の中でも異なっている。したがって、例えば同じ永山駅の中でも、大きな差はなかなかないが料金自体は異なっている状況である。今回の改正の中で今後どのように動かれるのかを市で感知するものではないが、一般論で考えると、全体的に波及ということはあるかと考えている。

○しらた委員 一応名前が市営駐輪場であるので、私たちからすれば市がやっているわけであり、その内容は違うのかもしれないが、あまり差があるとおかしくなるのではないかと思うので、その辺はよく市民の意見を聞いてうまくやっていただきたいと思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会13、多摩市交通マスタープラン改訂に係るアンケート調査について、市側の説明を求める。

○田中交通対策担当課長 引き続き資料の13をごらん願う。多摩市交通マスタープランの改訂については、今年度から来年度にかけて行っているものである。このたびアンケート調査を実施しているので、その概要についてご説明をさせていただく。

1番、アンケートの実施状況については、昨年11月に意見交換会を市内3か所で行ったが、この中でいただいたご意見を参考にしつつ、設計している。また2月に開催した地域公共交通会議でご審議いただいて実施していくものである。

アンケートについては、4パターンで実施している。1つが市民アンケートで、これは実施中のものである。3月14日～25日、対象については無作為抽出の18歳以上の市民約3,000名という形である。配布は終えており、今

回収中である。

続いて中高生アンケート。こちらについては調査完了ということで、今最終の取りまとめ中という形である。市立中学校9校、市内の高校3校に配布させていただいた。

また、路線バス利用者向けのアンケートとミニバス利用者向けのアンケートである。こちらは2月28日に各市内4か所のロータリー等、ミニバスについては全便に乗り込むような形でアンケートを配布させていただき、郵送またはウェブでのアンケートの回収を行ったものである。

具体のアンケートについては、各課情報提供のフォルダに3月18日付でアップロードさせていただいているので、そちらをご確認いただければと思う。

次ページ以降に別紙で実施計画をつけさせていただいている。説明と重複するところがあるので、こちらはご関心があつたらご確認いただければと思っている。説明については以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 この路線バス利用者アンケート、ミニバス利用者アンケートであるが、委託した先の人がやったのか、それとも市の職員がなさったのか。

○田中交通対策担当課長 今回交通マスタープランの策定を委託しているコンサルタントの会社から、さらに再委託のような形で交通専門の調査を受託されている会社さんが実施している。

○橋本委員 皆さん受け取るほうは市の人がやっているという感じで、やはりプロなのかよくわからないが非常に丁寧に渡されて、これだと答えなければいけないなという思いがしたと、28日のこの2つの路線バスもミニバスも感じが良かったという声が来たので、それだけとりあえずお伝えしておく。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際、協議会を暫時休憩する。

午後0時14分休憩

午後1時15分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

次に、協議会14、TAMAサステイナブル・アワード

2024-2025の結果について、市側の説明を求める。

○小柳環境部長 協議会14番から20番までの案件が環境部の案件になる。それぞれの案件について担当課長から説明をさせていただくのでよろしくお願いする。

○佐藤環境政策課長 協議会14、TAMAサステイナブル・アワード2024-2025の結果について報告をする。協議会14の資料をご覧ください。

市では、地域や学校、企業などで実践されている持続可能なライフスタイルや環境に優しい取り組みを広く周知することで多くの人に共感と一人ひとりの意識啓発、行動につなげていくことを目的に、令和4年度からTAMAサステイナブル・アワードを開催している。3回目となる今回は、1の日時等については記載のとおり、今月3月1日と2日にパルテノン多摩で5年ぶりに開催されたエコ・フェスタTAMA2025の中で表彰式を行った。当日は議員の皆様にもご来場いただき、大変感謝している。ありがとう。

次に、受賞団体について2をご覧ください。今回も多摩市みどり環境審議会所属の4名の学識委員による審査を経て、表のとおり5部門で7団体の受賞が決まった。簡単に受賞者と主に評価された点を紹介する。地球温暖化対策部門は東京ガス株式会社東京西支店様が受賞された。主に市内の小・中学校向けに環境出前授業を年間通じて実施していることなど、次世代教育支援活動が表彰された。

次に、プラスチック・スマート部門はみず多摩様が受賞された。主に給水スポットをふやすため、店舗などに声をかけ、マイボトルを習慣化させる取り組みを市内に広げていること、誰もが参加でき、環境に優しい生活を定着させるきっかけとしてとても有効な活動であることが評価された。

次に、生物多様性保全部門は株式会社長谷工コーポレーション様が受賞された。特に令和4年に環境省が認定する自然共生サイトに登録されたこと、そして自然観察会の開催やビオトープ整備、フィールド調査など、積極的に生物多様性保全に取り組んでいることが評価された。

次に、グッドライフスタイル部門は2団体が受賞された。1団体目、mottECO普及コンソーシアムTAMA様が受賞された。市内15店舗が連携してコンソーシアムを立ち上げ、食品ロス削減をビジネスにもつながら、外食を家に持って帰る、食べ切りmottECOを社会の中に定着させること、社会にもったいないという意識の再醸成の取り組みが評価された。2団体目はI

E・小亀たく様。地球に見立てた風鈴づくりで地球環境を考える取り組みを個人で広げるとともに、絵本作家としても活動しており、子どもたちへの読み聞かせを様々なところで開催しながら環境の大切さを伝え、広げている活動が評価された。特に審査員の先生から、自分でつくった風鈴で夏の暑さを和らげようという発想は非常にユニークというコメントをいただいた。

最後に、中学・小学校部門は永山小学校と青陵中学校の2校が受賞された。まず永山小学校では、大手アパレルメーカーと協力して「届けよう服のチカラプロジェクト」を総合的学習の時間に展開したこと。青陵中学校では、「エシカル青陵」をキャッチフレーズに、まずは教員自らが積極的にペーパーレスや食品ロスの削減に取り組んだこと、この取り組みによって教員から生徒へ学校全体で行動変容が起きつつある点が評価された。

また、当日はオランダ・アムステルダムを舞台に、お店では修理を受け付けてくれない壊れた家電や服、自転車など、あらゆるものを地域のボランティアが無料で直してくれる「リペアカフェ」というドキュメンタリー形式で撮影された映画を上映後、映画に関連させながら市長と環境カウンセラーの関根久仁子様、そしてセブン&アイフードシステムズの中上様、さらに来場の市民の皆さんも交えながら、「私たちにもできる環境配慮」をテーマにパネルディスカッションを開催した。なお、これらの取り組みは市公式ホームページの中でも紹介をしている。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。岸田委員。

○岸田委員 エコ・フェスタと消費生活フォーラムは、環境と消費とは密接な関係があるということで今まで一緒に行ってきたと思うが、なぜ今回エコ・フェスタを別に行ったのか、今後どのようにしていこうと考えておられるのかを伺いたいと思う。

○佐藤環境政策課長 今回消費生活フォーラムとエコ・フェスタを分けて行ったことについては、まず一つは市民団体の希望があったというところがある。あと、こういったフェアを多く開催することでより多くの市民にこうした活動を知ってもらい、消費生活と環境にはどちらも共通する部分があるが、開催日を2つに分けることでふえることにもつながるので、そういったことで今回は分けて開催してみようということになった。来年度以降また分けて行うのか合体するのか、4月に反省会を行うので、その中で協議して市民の皆さんと一緒に決めてい

きたいと考えている。

○岸田委員 今回分けたことでたくさんの来場者が来られているような印象を受けたが、やはり気になるのは、エコ・フェスタを運営してくださっていた方が高齢化してきてなかなか担い手が見えてこないということが一つ課題であると思うが、先ほど4月に反省会を行うという中でそのことについても話し合われるかと思うが、市としてどのようにその点を考えておられるのかをお伺いしたいと思う。

○佐藤環境政策課長 この環境フェア、多摩エコ・フェスタは、市民の皆さんとつくり上げるものである。例えば「みず多摩」様、「よみがえれ、大栗川を楽しむ会」様、そういった方たちに今回非常に協力していただいた。令和7年度も、そういった方も含めて手を挙げていただければ、もちろん運営は別にどこかこの団体にとこだわっているわけではないので、手を挙げていただける団体があれば、その団体を中心に皆が協力し合って多摩エコ・フェスタを開催していきたいと思う。今回26団体参加している。企業さんも入っているが。そうした団体が自らという形で手を挙げていただければ、それはそれで、そこの方を中心にしながら来年度また、特色ある多摩エコ・フェスタを開催していきたいと考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会15、公園駐車場有料化の進捗について、市側の説明を求める。

○長谷川公園緑地課長 それでは、協議会15の資料をお開きいただければと思う。本件は、令和5年度より順次取り組んでいる公園駐車場有料化の進捗状況について報告をさせていただくものである。

まず令和5年度は多摩東公園の有料化を開始した。武道館側75台、尾根幹線側65台で12月1日より開始し、収入額は令和5年度が378万8,500円。今年度は2月末までの時点で1,165万1,300円となっている。

次に、今年度、令和6年度は連光寺公園はじめ7公園で開始した。連光寺公園から鶴牧西公園までは9月20日より開始となり、収入額はそれぞれ記載のとおりとなっている。奈良原と宝野公園については先月の5日より開始し、収入額はまだ集計中である。来年度、令和7年度は、大谷戸・愛宕東・和田の3公園での開始を予定している。

なお、物価高騰等により駐車場整備費は上昇し続けていることや、補助金等の特定財源の獲得可能性を高めることを考慮し、一本杉公園、諏訪南公園、関戸公園、並木公園は、公園全体改修等に合わせて整備することとし、貝取南公園は、拡張優先度が低いことから拡張整備は行わず、10台に満たないため有料化対象外とし、黒字運営を図っていきたいと考えている。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会16、多摩中央公園グランドオープンについて、市側の説明を求める。

○長谷川公園緑地課長 それでは、協議会16の資料をお開きいただければと思う。左側からご覧いただければと思う。

4月5日、土曜日になるが、多摩中央公園がいよいよグランドオープンする。この日はまず記念式典を午前10時～11時で開催する。来賓者は約40名で、地元の南鶴牧小学校合唱団と鶴牧中学校吹奏楽部の皆さんからご演奏をいただく予定である。また、地域の子どもやハローキティも参加してのテーブルカットを行う。雨天時はグリーンライブセンターで開催し、会場の都合上演奏は中止となり、テーブルカットにハローキティも不参加となる。公園全面開園は式典終了後の11時からを予定している。開園と合わせ、これまで市民が中心となり築き上げてきたパークライフショーを同時開催する。グリーンライブセンターと旧富澤家も再開館し、パークPFI制度により誕生するレストランとフラワー＆ベーカリーカフェもオープンする。

来園者には、写真にあるようなコラボステッカーを記念品として配布する予定である。また、図書館や旧富澤家でもグランドオープン記念イベントを開催する。また、グランドオープンに先立って内覧会の開催も予定している。3月27日は市議会の皆さんや庁内関係者を対象に、29日には報道関係者を対象としたものを予定している。

次に、右側には広報活動の内容を載せている。真ん中に画像を載せているが、たま広報や多摩市公式ホームページ、事業者のSNSなどの従来ツールに加えて、京王線・小田急線駅構内広告版や多摩都市モノレールのインフォメーションスペース、デジタルサイネージなどにポスターを掲示し、幅広い層に魅力の発信を行っていく。また、多摩センター大通りの十字路では、グリーンライ

ブセンターと協力して植物を配列したガーデン装飾で来街者を誘導する。そのほか、#多摩市広報部員によるインスタグラム等へのSNSへの投稿をはじめ各種媒体への掲載が予定されている。

次のページに進んでいただくと、今回の改修概要ということで載せさせていただいている。代表的なエリアの写真等を掲載している。4月1日からは指定管理者による管理運営が始動し、民間のノウハウを生かして公園の利便性や魅力の向上を図っていく。雑駁であるが、説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会17、多摩市立グリーンライブセンターの新事業者と令和7年度以降の運営体制について、市側の説明を求める。

○市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 協議会ナンバー17の資料をお開き願う。多摩市立グリーンライブセンターの新事業者と、令和7年度以降の運営体制についてご報告をさせていただく。本件は一般質問や予算審議でご質問いただいた内容とかぶる部分もあるが、ご説明をさせていただくのでよろしくお願いする。

次のページをご覧願う。1、これまでの経過、今後の予定である。これまでの経過を令和5年から記載させていただいているが、令和6年9月の補正予算と常任委員会でその部分まで説明をしているので、それ以降の内容を説明させていただく。

補正予算をお認めいただいて、令和6年9月から公募型プロポーザル方式の業者選定に入った。こちらは令和6年12月25日、最適受託候補者・次席者を公表させていただいたところである。令和7年1月29日に最適受託者と契約を締結し、今、1月から3月まで再開館の準備を行って、先ほどお話があった、多摩中央公園のリニューアルオープンに合わせた再開館を目指して進んでいるところである。

次のページをご覧いただきたいと思う。新事業者について公募型プロポーザルを実施して、下記の業者と契約を締結した。事業者は、M i c h i L a b・多摩市緑進会共同企業体、契約日が令和7年1月29日、委託の期間としては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間、契約の金額は3年間で9,199万9,820円という形になっている。

次のページをご覧ください。業務の内容である。大きく3つの業務に分かれているところである。1点目、園芸・緑化に関する業務、これまでのグリーンライブセンターでも行ってきた業務という形である。グリーンライブセンター内の植栽の整理、憩いの場、体験の場を提供するとともに、園芸・緑化に関する啓発を図るものである。

今回新業務として、さらにコミュニティガーデン、コミュニティファームが新たにできるので、そちらの部分に関しても追加して業務を行う。

2番目は、環境の拠点づくりに向けた業務である。グリーンライブセンターに新たに環境の拠点としての機能を付け加えて運営をしていきたい。環境施策に関する普及啓発の業務をしていただく。環境に関する講座や催物、企画、立案、運営をしていただきたいと考えているところである。

次のページをご覧ください。最後3点目、コーディネーター業務である。市民や市民団体がグリーンライブセンター内や地域の緑、環境活動に円滑に関わっていただくことができるように、他の事業者との連携も含めたコーディネートを行うという業務である。こちらに関しては、市で今回発注した業務のほかにも、市民団体が独自にやるものをサポートする。そういうところから連携の輪を広げていくようなことをコーディネートしてやっていただきたいというところである。それをやることによってグリーンライブセンターに関わる人材・団体を掘り起こして地域の中に多くの人を取り込んでいくことを目指していきたいと考えているところである。

最後に、次のページをご覧ください。令和7年度以降のグリーンライブセンターの運営体制である。グリーンライブセンター、新たな事業者だけで行うものではない。協働指定事業として多摩市グリーンボランティア連絡会がグリーンボランティア講座の実施や、公園緑地で雑木のボランティア等の活動を行っているところ、連携に関する業務、環境の拠点づくり、コーディネート業務というところに関して新受託者に対応していただく。最後に、市は館の管理というところに関わっていく。これに市民や市民団体のボランティア等が合わさって、市民全体でグリーンライブセンターを運営していきたいと考えているところである。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。岸田委員。

○岸田委員 今まで関わってくれていたみどりの市民団体さんへのご説明というのはもう既に終わっている状況

なのか、それとも今後していく状況なのか。

○市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 今までグリーンライブセンターでボランティアとして関わってきてくれた方たちへは、既に新事業者からこういう新規体制になるという説明を行わせていただいて、ぜひ引き続き一緒にやっていただきたいという形をお願いをしている状況である。今後、今までやっていただいていた方たちだけではなく新たな方たちも取り込めるような形で活動を広げていきたいということで、4月以降にも同様な形で内容の説明をやっていききたいと聞いているところである。

○岸田委員 団体さんが変わるということで市民団体さんからは一定不安を聞いているところであるが、そこら辺は4月に続けて丁寧に説明してくださるということでよろしいか。

○市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 今回は大学が撤退するのでどうしても新たな団体、新たな組織で運営する形になる。そうしたところに配慮した形でやっていくという新団体を選ばせていただいたので、新たな団体が今まで手伝ってきてくれた人や新たな人、多くの人を取り込んでいくという方向で進んでいくというのは確認をしている。これからも多くの人が集まっていけるようなグリーンライブセンターにしていきたいと考えているところである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 新たな団体、人数、掘り起こし、団体の発見とあるが、目標はしっかりと持っているのか。

○市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 具体的などころでの人数目標等ははまだ定めていないところではあるが、これからの新規事業という形になるので、そここのところでのくらいふやしていけるのか、しっかりと事業者と話し合いながら進めていきたいと考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会18、(仮称)連光寺六丁目農業公園の基本設計等について、市側の説明を求める。

○長谷川公園緑地課長 それでは、協議会18の資料をお開きいただければと思う。今年度取り組んでいる連光寺六丁目農業公園の基本設計の内容についてご報告をさせていただきます。

2枚目のスライドに進んでいただいて、こちらは昨年6月に策定した整備・活用・運営に関する方針の概要と

なっている。上段の左側の図が活用区域で、竹林を除いたエリアを活用区域としていく。その右側が管理棟の機能一覧となっている。下段は各ブロックの活用方針となっている。図面の左上、都道に面した①のブロックに駐車場をはじめ管理棟や倉庫等の管理施設を集約し、以降の下段に畑や広場、果樹園等を整備していく。

次の3枚目のスライドに進んでいただいて、こちらは有識者、関係団体等からいただいた意見となっている。記載のとおり主に環境配慮事項の内容となっており、地下水涵養を促すための浸透施設の設置など、記載のような意見が出され、これらは全て基本設計に反映させている。

次のスライドに進んでいただいて、このページでは、整備する主な施設を記載している。まず管理棟は、ユニット工法による必要最低限の仕様としていく。また、可能な限りの環境配慮技術の導入も検討していく。倉庫は、資機材、動力機械等を保管するためのガレージ型のものを検討している。柵は、転落防止措置として設置を予定しているもので、安全上問題がない箇所については市民参加型の竹垣整備なども検討している。また、駐車場園路は、造成による傾斜調整や舗装、土地の改変は最低限とし、斜面地への動線設置では管理用車両が通るための通路と歩行者が通るための簡易的な階段を設置する。1段目から2段目にはバリアフリー機能を確保するためのスロープを設置する。駐車場等については、砂利もしくは透水性舗装を検討している。

次のスライドは、全体計画の平面図となっている。各施設の配置等は記載のように検討を進めていく。

次のスライドは、イメージパースのラフ図の段階のものとなっている。このようなイメージで検討している。

次のスライドが、今後のスケジュールである。現在こちらの表の3段目の基本設計に入っているところで、その下2段、各種ヒアリング、説明会、報告を行ってきたところである。来年度は実施設計に入り、建築基準法等の各種法令手続も進める。これらを終えて、再来年度の令和8年度に整備工事に入る予定である。並行してサウンディング調査も行いながら、来年度中に管理運営方式を決定し、令和8年度は事業者の選定を行う。これらを終えて令和9年度に開園という予定で取り組んでいく。

最後のスライドは参考で、運営スキーム構築に向けた試験事業についてである。令和4年度から今年度まで作物栽培の試験や農体験会の試験実施、有料事業の試験実施、市民参加型の仕組みづくりの施行、民間事業者への

ヒアリングなどに取り組み、栽培が可能な作物や市民ニーズの把握、市民サポーターの制度の立ち上げにつなげてきた。来年度は、これらの試験内容に引き続き取り組みながら、さらに一般開放するオープンデーの試験事業も予定している。これらを通じて開園に向けた機運醸成を図りながら運営スキームの構築を行っていく。説明は以上となる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。岸田委員。

○岸田委員 公園はこの図の中にあるものだけだと思うが、保全地域を考えるともっと広いと思う。そういった保全地域の方々もこういった駐車場あるいは管理棟のお手洗いを利用できるような施設と考えてよろしいのか。

○長谷川公園緑地課長 まだその利用方法等を既存の保全地域の団体さんと細かく話を詰めていないが、そういう想定で施設整備は行っていく予定である。

○岸田委員 先ほど公園の駐車場のご説明のところでは連光寺六丁目農業公園の駐車場が入っていなかった。ただ、全体整備計画平面図（案）を見るとたくさん駐車場が配置されるかと思うが、そこらは無料で使えるような駐車場なのか。

○長谷川公園緑地課長 駐車場については一般質問でもいろいろご指摘いただいたが、交通アクセスが難しいのと、あと体験事業等をやる中で団体さんのご利用なども検討されていることから、記載のような一定台数の駐車場整備を予定している。それで、実際他の有料化駐車場のように24時間ずっと開放しておくのかどうかを含めまだまだ検討すべき事項があるので、有料化にするかどうかはまたこれから検討していく段階である。

○岸田委員 あと各ブロックの活用方針を見ると、畑等では一部環境保全型農法を実践すると書いてあるところと書いていないところがあるが、書いていないところは従来の農法となるのか。

○長谷川公園緑地課長 当初は環境配慮保全型農法の有機農法等を中心に検討させていただいて、一般的なほかの農法というところでは緑肥などの自然肥料などを使いながらというところで考えており、全部有機肥料というところではなかなか人の手も考えて難しいだろうと思っており、このようなエリア分けをさせていただいたが、これ意見紹介させていただいたときに農業委員さんから、全部でやるべきだろうという話もいただいたこともあった。実際この部分だけ環境配慮でやるのか、ほかはどうやるのかというのは決まった事業者さんの事業展開等に

もよるかと思うので、もちろん基本としては保全地域全体を考えて、特に湿地への水源涵養ということを踏まえて影響のない方法で全農地でやっていくのであるが、そこに対して細かいやり方をどこでどうやっていくのかは、今後事業者さんも決まった中で最終的に確定していきたいと考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 ここは駐車場の上と下までの高低差をどのくらいと考えているか。それと、バリアフリー等の条件についてはどのように検討されているのか。

○長谷川公園緑地課長 上段の都道沿いから下段までかなりの格差がある。一方で、保全地域に指定されているということで、その造成等の対象も必要最低限という条件がある中で、実際バリアフリーを考えて障がいをお持ちの方が移動できるエリアというのはなかなか多くはないと思っており、一番上の都道の駐車場のところから次の段までが大体バリアフリーで事業展開できるエリアかと想定している。そうした中で都道に接した面から1段目についてはバリアフリーのスロープを設けていく予定である。実際事業者さんとも今後サウンディング調査を重ねる中で、事業展開としてほかのエリアもバリアフリー等が必要だろうというところがあればその辺も含めて検討していきたいと思うが、段差がある形状の土地であるので、バリアフリーで事業展開をやるところは一定限られてくるかと想定している。

○しらた委員 高低差があると聞いたが、その高低差が何メートルぐらいあるかという数値はまだ何もわからないのか。

○長谷川公園緑地課長 実際高低差は約20メートル～30メートルである。

○しらた委員 ここのところはあまり掘ったりしないほうがよい場所かと私は思っている。だから、なるべくこの環境を守らなくてはいけないが、野菜をつくらなくてはいけない。土を入れるか何かするのかと思うが、掘るといろいろと出てきてしまうような場所だと思うので、その辺は気をつけてどのように考えているのかをお聞きしたいと思う。

○長谷川公園緑地課長 これまで保全地域に指定した後、どう保全していくのかというところで、そういう埋設物の調査等も一定東京都とも連携でやってきており、その結果を踏まえてこういった事業展開を予定している。埋設物、構造物等は十分確認して進めているような状況であるのでご安心いただければと思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会19、廃食油回収の実証実験の開始について、市側の説明を求める。

○星野資源循環推進課長 それでは、協議会案件19番の廃食油の回収実証実験の開始についてご説明をさせていただきます。

資料の2ページ目であるが、こちらは廃食油の概要とSAFのご説明になる。

続いて3ページ目をご覧ください。現時点での多摩市内での廃食油の回収状況である。エコにこセンターとイトーヨーカドーの多摩センター支店で廃食油の回収を行っている。多摩市として東京都や民間企業が行う取り組みに参加し、ごみ減量と資源循環を進めていきたいと考えているところである。

4ページ目をご覧ください。試行の①として、イベントでの回収を、3月1日・2日の2日間で開催された多摩エコ・フェスタ2025の会場で実施した。当日2日間で約30人から60リットルの回収を行った。今後もイベントでの回収やPRを進めていきたいと考えている。

次のページ、資料の5ページ目であるが、試行の2つ目として、本年世界陸上大会とデフリンピック大会が東京で開催されることから、オール東京でこの大会を盛り上げる一環として、管下区市町村で拠点回収を行う自治体はないかという照会が東京都からあり、本市もこの取り組みに参加し、6か所の公共施設での拠点回収を5月から10月末まで実施する。市民の利便を考え、駅至近の民間施設で回収できないか、事業者や東京都と調整をしていく。また、期間中の回収状況や民間動向を確認しながら今後の展開を検討していきたいと考えている。雑駁であるが、説明は以上となる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 多摩市の給食センターの油はどうなっているのか。

○星野資源循環推進課長 給食センターの油については、既に民間でリサイクルされている状況である。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会20、難再生古紙回収の実証実験の開始について、市側の説明を求める。

○星野資源循環推進課長 それでは、案件の20番目、難再生古紙回収の拠点回収の開始についてご説明をさせていただきます。

2 ページ目を見ていただくと、難再生古紙がどういうものかというところであるが、この赤枠で囲われているようなもの、紙コップ、マルチパック、ビニールがついている封筒のようなものが「難再生古紙」と言われているもので、通常は雑紙の回収のところからこういうものは抜いていただいて雑紙回収に出してほしいというアナウンスをしているものである。

3 ページ目をご覧願う。実証実験の内容であるが、まず試行①として、エコプラントTAMAでの拠点回収を行いながら資源化を図っていきたいと考えている。また、試行②として、通常の雑誌・雑紙回収の中でどうしてもこういったものが混じってしまうところがあるので、こちらについて選別作業をエコプラザで行い、従来可燃ごみとして処理したものを資源化に回すような取り組みを進めていきたいと考えている。

次のページ、4 ページ目をご覧願う。試行での年間回収量を約7トン程度と見込んでいる。これらを清掃工場焼却処理することなく、リサイクルすることで資源循環や温暖化対策を進め、また搬入量を減らすことで一部事務組合負担金を軽減させていきたいと考えている。試行を通じて今後の取り組みや分別区分を検討し、紙資源の適正分別を推進していきたいと考えている。雑駁であるが、説明は以上となる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 難再生古紙というのはイメージ的にもパッと出てこないが、これはもう少しわかりやすくやっているのか。それとも最後まで難再生古紙という呼称でやるのか。

○星野資源循環推進課長 名称については今後検討させていただきたいと思うが、いわゆる通常の古紙のリサイクルの中に入ってこないようなものであるが、市民の方が間違えて入れたり、どちらに入れたらよいのかと悩まれるようなものもある。ただ、どうしても混ぜてはいけないようなものの中にはある。それがまたリサイクルの進歩や技術の進歩によって品目が変わってしまうところもあるので、その辺はやりながら考えていくような形になろうかと思う。

○橋本委員 私たち多摩市はかなり分別が進んでいるので、この部分だけ切って再生できるものとごみに捨てるものとに分けようというところまで皆さん割合にやっているの、「難再生古紙」と言うとは何だろうという感じがするので、その辺のところをわかってもらえれば、今までビールの6缶パックのもの、ああいうものも皆さん、これは古紙ではないのだというのはかなりわかっているので、進められたらよいと思う。そのネーミングをもう少し工夫すれば本当に三分別をやっていくのが定着するのではないかと考えているので、ぜひよろしく願います。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会21、多摩市耐水化計画について、市側の説明を求める。

○横堀下水道部長 それでは、最後の3件、下水道部から説明をさせていただきます。まず1件目ということで、協議会の21番の資料をご覧願う。

まず多摩市耐水化計画についてである。1番の耐水化計画とはであるが、近年全国各地で豪雨等が発生して多大な影響を及ぼしている。そういったところを受けて、計画降雨強度を超える豪雨被災時においても、下水道施設の排水機能の確保や早期復旧が可能となるよう事前対策を定め実施する計画(耐水化計画)を策定するよう国より要請があり、ここで計画を定めたところである。

2番の多摩市耐水化計画の概要であるが、多摩市の下水道事業計画における計画降雨強度は時間50ミリである。多摩市の耐水化計画においては、内水氾濫としては時間65ミリ、外水氾濫としては114ミリメートル～153ミリメートルを想定し、浸水の有無や対象となる設備の検討を行った。

結果、9施設中2施設において浸水のおそれがあり、耐水化計画の対象となる。この9施設というのは、まず市内のマンホールポンプの6施設、また雨水排水ポンプが3施設あり、合計で9施設である。そのうち古茂川の雨水排水ポンプ施設、小河原の雨水排水ポンプ施設について対象になるという結果になった。

この当該2施設においては、1メートル程度の浸水が想定され、対策を要する設備としてポンプの重要な機能を担う受配電設備・制御盤等の設備がある。これらについて、高所移設、止水壁等の設置、水密性の高い設備へ

の交換等が必要になるということである。しかしながら、このポンプ施設が位置する地形や用地等の条件から、移設、止水壁の設置といった抜本的な対策を早期に行うのはなかなか難しいというところ、あと今後ストックマネジメント計画に基づく大規模改修、今取り組んでいる総合治水対策方針による計画降雨強度の引上げ等も考えられるので、耐水化計画においては当面の対応と抜本的な対応の２段階を設定したところである。

まず当面の対応としては、止水板等の簡易な浸水対策により浸水防除（ソフト対策）を行う。小規模な修繕工事に関しては簡易に対応できる設備の一部移設や水密性の確保等も実施していく。

また、抜本的な対応としては、大規模改修や総合治水対策方針に合わせ、設備全体の高所移設や止水壁等の対策工事（ハード対策）を検討・実施していこうと考えている。

３番目の今後のスケジュールとして、図に示している。

ソフト対策用の止水板等の資機材を調達及び運用しながら、ハード対策の検討及び実施を行い、令和16年度までの対策完了を目指している。

あと、資料が続いてあるが、こちらが実際の耐水化計画である。計画とあるが、中身的には指針的なものというふうにはなっている。後ほどご確認いただければと思う。説明は以上となる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 これはソフトとハードに分けて、ソフトで何とか補っていくということなのか。あと川は今50ミリメートル体制であるが、川を工事してもらうようなことはできないのか。

○横堀下水道部長 川の工事というところは、この耐水化計画の中ではなかなかできないものと考えている。あくまで下水道施設、私どもが管理しているポンプ施設等の対応ということになる。

○しらた委員 ただ、ソフト的なもので対策をしても、水に強いものにしておかないと大変危ないかと思うが、その辺はどこか同じようなことをしている自治体があり、視察に行ったりして研究されている状況なのか。

○横堀下水道部長 他自治体の視察等は行っていないところである。今ご質問者からご指摘いただいたソフト対策をやりながら、最終的には抜本的な対応というところでの大規模改修等、今取り組んでいる治水対策方針に合わせて何かしら対応をしていきたいと考えている。

○しらた委員 災害はいつ来るかわからないので、ぜひとも早急にいろいろなことを考えて対応していただきたいと思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 ソフト対策と言っても簡易な止水板等でのくらいのお金がかかるのか。ソフトの当面の対策と、抜本的な対応となると当然多額のお金もかかると思うが、あらあらのところで教えてほしい。

○横堀下水道部長 まず当面の対応として止水板等の購入費用であるが、おおよその試算で大体360万円を考えている。抜本的な対応となると、こちらは設備の移設等も含めてというところでやはり多額になってしまう。これも試算にはなるが、こちらだとおおよそ9,200万円かかるのと今のところ想定しているところである。

○橋本委員 移設というのは、何か底上げしてやるのか、それとも古茂川等の設備を全く違うところに持っていこうとしているのか、その辺のイメージが湧かない。

○横堀下水道部長 実際別の場所に移すかどうかはこれからの検討になるが、そういったところも当然視野に入れての話になるかと思う。

○橋本委員 この計画年度が令和16年というのと2034年である。だから10年先くらいである。今は線状降水帯等いろいろなことが出ているので、この程度の非常に長いスパンの計画でよいのかという部分もある。それで、私は何億円もかかるのかと思っていたが、9,200万円のできるのだったら、今下水道部でためているお金で対応できるのではないかという話になるが、その辺はどのような感じなのか。

○横堀下水道部長 費用的なところで思ったよりはかからないというご発言をいただいたところである。金額の面もあるが、これだけの計画というか、いろいろな準備や検討を含めると、時間はある程度かかってしまうかと思っている。ただ、言われるとおりの災害はいつ来るかわからないという中では、計画はできるだけ早めに進めなければいけないというところは肝に銘じてやっていきたいと思っている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会22、多摩市上下水道耐震化計画について、市側の説明を求める。

○横堀下水道部長 続いて今度は多摩市上下水道耐震化

計画になる。資料は、協議会22の資料をご覧願う。

まず1番の「多摩市上下水道耐震化計画とは」である。こちらはご記憶にもまだあるかと思うが、令和6年1月1日に発生した能登半島地震を受けての話である。能登半島地震では、水が使えることの重要性・公共性が改めて認識され、特に避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の耐震化を計画的・重点的に進める必要性が再確認されたところである。そこで、災害に強い上下水道システムの構築を目的に、水道事業者と下水道事業者が共通して指定している重要施設への給排水施設について優先的に耐震化する計画を策定する。これも国からの要請を受けて、ここで計画の策定をしたという内容である。

2番目の多摩市の上下水道耐震化計画の概要をご覧願う。ご存じのように多摩市では今までも下水道施設の総合地震対策計画として、マンホールと管渠の接続部の可とう化対策等を平成18年から10年間ほどかけて実施して以降、第2期の実施に向けて検討を進めてきたところである。ここで上下水道の耐震化計画の実施についての要請を国から受け、こちらは全国的に国が要請する耐震化計画であることと、上水道と一体的な耐震化であり、防災対策として効果的であることなどから、第2期の対象施設及び上下水道耐震化計画の要件に適合する施設を抽出して優先的に実施していくこととした。

また、この上下水道耐震化計画においては、これまで総合地震対策計画で実施をしてきた可とう化に加え、液状化によるマンホールの浮上防止対策も追加して地震対策を強化していくことにしている。実際にどういったところが対象になってくるかは表にある。今回水道と下水道の共通する重要施設が全体で39施設あるが、そのうち12施設については既に耐震性を確保しており、先ほど言った27施設、この表でいくと太字で下線が引かれているところが計画の対象施設となる。

最後、今後のスケジュールというところでは、上下水道耐震化計画について、実施計画の策定も含め令和13年度までの7年間での完了を目指している。完了後に残る施設については、総合地震対策計画の第2期として実施していきたいと考えている。

また、この資料の位置づけ、実際の上下水道耐震化計画をつけさせていただいている。上水道の計画も入っているので、その部分については斜線で消されている形となっている。また後ほどご覧いただければと思う。説明は以上である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員。

○橋本委員 この災害拠点病院に日本医科大学永山病院が入っているが、災害支援病院の桜ヶ丘記念病院はどうか。

○横堀下水道部長 先ほど申したとおりで、水道事業者と下水道事業者が共通して指定するということでは、指定がされていない状況となっている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

最後の協議会23、令和7年度多摩市下水道事業の取り組みについて、市側の説明を求める。

○横堀下水道部長 それでは、最後の案件となる令和7年度の多摩市下水道事業の取り組みについて、例年次年度の主な事業のご説明をしているところである。資料については、協議会の23として、2つ資料を載せている。最後のほうは位置図としてこれから説明する事業の場所を地図に落とし込んだものとなるので、後ほどご確認をいただければと思う。

それでは、説明であるが、大きく1と2に分けており、経営成績を計算した損益取引に基づく主な収益的支出、よく「第3条予算」と呼んでいるものについてが1番、また、2番については、設備投資の資金調達などの投資資本の増減、資本取引に関する主な資本的支出、こちらは「第4条予算」と呼んでいるものであるが、それに分けている。あと3点目としては、予算の計上はないが、その他の取り組みとして1点載せている。

まず1番の主な収益的支出についてご説明する。(1)公共下水道管渠調査清掃業務委託である。こちらは例年ストックマネジメント計画等に基づいて、管渠の損傷等の確認や汚泥等を除去し清掃を行うなど、下水道施設の流下機能を維持するための調査・清掃を行うものである。令和7年度については、汚水2地区、雨水1地区を予定している。

次に、(2)管渠更正・補修等工事である。こちらは汚水になるが、永山地区外で鉄蓋の交換工事、これは今年度永山地区等の巡視点検結果等によって損傷や腐食が確認された人孔鉄蓋を交換するものである。

次に、(3)ポンプ等関連事業である。こちらは小河原雨水排水ポンプ施設の消火設備非常用蓄電池の交換工事となる。小河原雨水排水ポンプ施設においては、停電時にもポンプを稼働させ浸水被害を抑止できるように非常用

のディーゼル発電機を設置している。この発電機が万が一発火した場合に備えて自動消火システムを設けているが、この自動消火システム用の非常用の蓄電池が目標耐用年数を迎えるということで交換をさせていただくものである。

次に、(4)下水道施設包括的維持管理業務委託である。こちらは令和4年度より下水道事業の主に日常管理業務をメインとして包括的民間委託を導入している。これの3年間の第1期が終了するということで、令和7年度から11年までの4か年、新たに第2期として実施するものである。表1として、維持管理業務委託の簡単な概要をつけさせていただいているので、またご確認いただければと思う。

続いて(5)計画策定・設計等業務である。こちらは雨水で、南多摩尾根幹線道路整備に伴う雨水管移設工事設計業務委託である。今、南野3丁目付近における都道南多摩尾根幹線の整備を行っているが、その支障となる雨水管の移設等を行うための設計委託となっている。これは後ほど資本的支出でも出てくるが、合わせて執行することになる。

続いて(6)公共下水道事業認可等変更業務委託である。こちらは、上位計画である東京都の多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の変更内容を法定計画である多摩市公共下水道事業計画へ反映させるための業務委託となっている。

続いて(7)総合治水対策方針策定業務である。こちらは、近年の降雨の局地化・集中化・激甚化や都市化の進展等に伴い浸水被害が全国で多発しているため市独自の治水の方針を立てるということで3か年取り組んできている。その3か年目の委託として、令和7年度については必要となる施設整備やソフト対策などを検討し、最終的に総合治水対策方針を策定することになる。

続いて、大きな2番の主な資本的支出についてである。(1)が管渠等整備・改良工事である。こちら汚水と雨水でそれぞれ連光寺地区と聖ヶ丘地区における管渠の設置工事を行いたいと思っている。

(2)がポンプ施設等設備改修改良工事である。まず①として雨水の第一水源ポンプ施設計装設備改修工事で、雨量計及び引き込み計器が目標耐用年数を迎えるため交換を行う。②であるが、雨水排水ポンプ施設設備交換工事。こちらは古茂川雨水排水ポンプ施設において、柱上気中開閉器、また小河原の雨水排水ポンプ施設においては無停電電源装置、これらも耐用年数を迎えるところでの交

換となる。

(3)計画策定・設計等業務。①汚水、管渠等対策計画策定及び設計業務委託である。こちらは過年度に調査を行い損傷が確認された下水道施設について、修繕・改築等の対策工の検討や年度別の実施計画を策定するとともに、対策工の必要な施設においては実施設計を行うものである。また、ストックマネジメント計画に基づいて、今後の点検・調査に関する実施計画を策定することの委託である。こちら令和6年度～7年度の2か年で実施しており、令和7年度はその2年目となり、対象地区はここに書かれている愛宕ほかの地域となっている。②雨水、南多摩尾根幹線道路整備に伴う雨水管移設工事設計業務、これは先ほど第3条予算で説明したものと同様となる。

最後、3、その他の取り組みについてである。こちらは予算計上にはないが、多摩市下水道事業経営戦略の改定である。こちらは各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中・長期的な経営の基本計画として、総務省の要請に基づいて策定しているものである。令和2年度に策定をしており、おおむね3年～5年程度で見直すことが求められており、多摩市の経営戦略について令和7年度に見直しを実施することになっている。駆け足で申しわけなかったが、説明は以上とさせていただきます。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 先ほどほかの部署で南多摩尾根幹線が出たが、これ東京都のやる事業に伴って雨水管の移設となると、この財政負担は都が出すのか、それとも市の下水道が持つのか。

○横堀下水道部長 結論から申すと市の持ち出しというか、下水管自体は都道の下を借りてというか占用させていただいているので、それに何かあった場合には借りている市が負担することになる。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。岸田委員。

○岸田委員 第一水源ポンプの改修工事は農業用水に使われているということで、農地が残っていたらよいと思うが、もし農地がなくなった場合、このポンプは不要になるのか。それとも農地に関係なくポンプは維持していかなければいけないものなのか。

○横堀下水道部長 農地は一ノ宮の田んぼ等に水が行っているのと、あと親水路がある。ちょうど聖蹟桜ヶ丘の裏側というか、あそこにも水を供給しているので、例えば田んぼがなくなったとしても、農水路への供給は引き

続きやっついていかないといけないことになる。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。しらた委員。

○しらた委員 ポンプ等関連事業で、小河原雨水排水ポンプ施設消火設備非常用蓄電池交換工事、これは非常用ディーゼル発電機は交換しないということである。そして、発電機が万一発火した場合の自動消火システムの耐用年数が超えているため、蓄電池と両方交換ということなのか。これをもう少し詳しく説明してほしい。

○渡辺委員長 横堀部長。

○横堀下水道部長 小河原雨水排水ポンプのところかと思う。こちらは非常用のディーゼル発電機を設置していて、このディーゼル発電機が万が一火が出てしまった場合に備えて自動消火システムというのを設けている。

その自動消火システム用の非常用の蓄電池というのがあって、そちらのほうが今回、目標の耐用年数を迎えるといったところで交換させていただくといった内容の工事になる。

○しらた委員 ということは、ディーゼル発電機が発火した場合には、自動消火システムがあるが、自動消火システム用の非常用蓄電池が耐用年数を迎えたため非常用蓄電池だけが交換ということによろしいか。

○横堀下水道部長 そのとおりである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後2時24分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後2時24分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長

渡 辺 しんじ